

Vol.
342

令和3年7月

み お つ く し
標 標

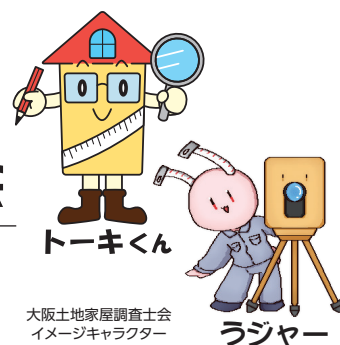
土地家屋 調査士 大阪



ひと・とち・みらい はーもにー

大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751

E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp



4	令和3年度 第83回定時総会 開催
	新しい執行部の誕生！
7	表彰を受けた人たち
9	新役員名簿
10	祝辞 大阪法務局長 末永 雅之様
12	会長・副会長 就任のごあいさつ
15	令和3年度 支部総会報告
19	支部長のひとこと（就任あいさつ）
25	大阪法務局 着任のご挨拶
	山家 史朗 大阪法務局民事行政部長
	戸井 琢也 大阪法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）
	岩田 研 大阪法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官
28	「藤井寺市安全で安心して快適に暮らせる 住環境の整備に関する協定書」の締結式
29	会則・倫理規程・綱紀委員会規則・会計規則・会員研修実施要領の一部改正 新会員研修及び年次制研修の不参加者に対する指導要領・文書取扱規程・ 取扱注意文書等取扱細則・電子文書取扱細則の制定
34	政治連盟だより 第22回定時大会
36	大阪青年土地家屋調査士会だより
37	協同組合だより 第28回通常総代会開催
38	大阪公嘱協会だより 大阪公嘱協会HPリニューアルのお知らせ
40	会員異動
43	常任理事会・理事会
47	業務日誌
50	公嘱協会の動き
50	行事予定
51	編集後記
52	訃報／おくやみ／訃報の対応／支部別会員数

令和3年度 大阪土地家屋調査士会 第83回定時総会 開催 新しい執行部の誕生!



近年、大変な降雨量を記録することもしばしばありますが、この日もかなり強い雨に見舞われる中、令和3年度第83回定時総会が、5月21日（金）大阪市都島区の太閤園で開催されました。

去年は当時完全に未知の脅威であったコロナ禍の影響で、急遽、大阪土地家屋調査士会館で人数を絞り、議案も泣く泣く絞りながら開催しましたが、今年は役員改選や会員ひとりひとりに大きく係わる議案もあり、なんとか通常に近い開催方法が取れないかと、執行部も四苦八苦しておりました。会場の選択にも頭を悩ませる日々でしたが、コロナ禍が始まって一年が経過し、ある程度ではありますがコロナ禍への対処法も世の中に浸透したこともあり、本年度は会場のコロナ対策が万全で大きな空間を確保できる太閤園を選択しました。

会場の入り口では手指の消毒、体温計測を行い、会場の座席は1席ずつ空いた形でソーシャルディスタンスが取られていました。発言席にはアクリル板で飛沫感染を防止し、役員席にもアクリル板が設置され、それぞれ区切られていました。何より庭園側の開口部が大きく全面開放され、常に空気が入り替

わっていることが目に見えてわかり、会場選びにも執行部の思案深さが感じられます。

また、会員ひとりひとりもコロナ禍の現状に対しての理解がありました。総務部からも呼びかけてはいましたが、ひとりひとりができるだけ人が集まらないよう委任状を提出し、結果的に会場の人数がかなり絞られました。人の少ない寂しい見た目とは裏腹に、どこか団結めいたものを感じます。

午後1時。定刻となり、物故者に黙とうした後、久保加奈子副会長の開会宣言、中林邦友会長の挨拶があり、その後、北河内支部の北川貞司会員と中河



中林会長



久保副会長

内支部の米山太一郎会員が議長に選出されました。

令和2年度の経過報告、監査報告、第1号議案の決算報告が賛成多数で承認され、第2号議案の役員等改選に関する件で、会長として大阪城支部の中林邦友会員が再任、新副会長として、中河内支部の山脇優子会員、北河内支部の相澤襲雄会員、大阪城支部の松島稔会員が無投票で選任されました。またそれぞれ綱紀委員、理事も選任され、ここに新しい執行部が誕生しました。

調査士会 回 定 時 総 会



新会長・新副会長

第3号議案、第4号議案、第5号議案で会則の一部改正などが賛成多数で承認され、注目的であった第6号議案「証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止の件」が河崎尊財務部長から説明されました。不公平感のある証紙制度を廃止し、収入が減る分はその主な使用用途である会館維持費の積み立てを一時停止しながら数年間を維持し、コロナ禍での経済悪化状況下では代替収入源の会費の値上げを

先送りにするという具体的な対策と共に説明された議題は特に大きな混乱、反対も無く、賛成多数で可決されました。

その後、第7号議案「事業計画案」、第8号議案「予算案」が一括上程され、これまでと同じく賛成多数で可決されました。また、それぞれの議案の中で証紙制度に関する質問、時代に沿った電子会議システムを使った研修などの要望があり、それぞれに対し執行部から丁寧に答弁されました。

全ての議案は滞りなく、全議案賛成多数で可決さ



芳多副会長

れ、続いて表彰式、祝電披露があり、芳多正行副会長が閉会の辞を行い、本年度の総会は大きな混乱もなく無事閉会を迎えることができました。

来賓をお招きすることもできず、懇親会も開催できない定時総会はやはり寂しいもので、来年こそは社会がコロナ禍に打ち勝ち、何の憂いもなく開催できることを願っています。

(社会事業部広報担当副部長・今村健太郎)

会員からの質問・要望



山脇総務部長



河崎財務部長



濱口業務研修部長



森脇社会事業部長

第 83 回定時総会 式次第

I. 開 会

1. 物故者に黙とう
1. 開会の辞
1. 会長挨拶

II. 議 事

1. 議長選出・挨拶
1. 議事録署名者選出
1. 報告事項
令和2年度会務ならびに事業経過報告
1. 議案審議
 - 第1号議案 令和2年度決算報告に関する件（各特別会計を含む）
 - 第2号議案 役員等改選に関する件
 - 第3号議案 会則の一部改正の件
 - 第4号議案 倫理規定の一部改正及び名称の改正の件
 - 第5号議案 綱紀委員会規則の一部改正の件
 - 第6号議案 証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止の件
 - 第7号議案 令和3年度事業計画案に関する件
 - 第8号議案 令和3年度歳入・歳出予算案に関する件

III. 式 典

1. 表 彰 式
 - 大阪法務局長表彰
 - 連合会長表彰
 - 連合会長感謝状
 - 会長表彰
 - 長寿祝金贈呈
1. 祝電披露

IV. 閉 会

1. 閉会の辞



表彰を受けた人たち

(敬称略)

大阪法務局長表彰

田中 久也 (中 央)	永野 美重 (中 央)
富澤 祐二 (北河内)	小林 教張 (北 摂)
山口 典彦 (北 摂)	三村 雄一 (北 摂)
深井 邦仁 (堺)	

連合会長表彰

【顕彰規程第5条】

佐々木志展 (北)	西島 泰雄 (中 央)
竹中 愼二 (大阪城)	藤原 正三 (大阪城)
米山太一郎 (中河内)	小松 芳武 (北河内)

【顕彰規程第6条】

香川 哲也 (事務局)

連合会長感謝状

【顕彰規程第7条第1項第2号】

落合庄三郎 (大阪城)	山中 清 (北 摂)
中島 純一 (堺)	

会長表彰

金城 一史 (北)	松川 浩一 (北)
森次 裕一 (中 央)	窪田 将人 (中 央)
石塚 洋 (大阪城)	古屋 禎孝 (中河内)
吉田 収 (北河内)	松原 政春 (北 摂)
中 広文 (北 摂)	森脇 英明 (堺)
向井 常能 (泉 州)	

長寿祝金贈呈

〈傘 寿〉

堀出 悟生 (中 央)	横山 隆至 (中 央)
仲井 銀重 (大阪城)	八杉 徹 (北河内)
加藤 幸男 (北 摂)	雨宮 國彦 (北 摂)
竹本 貞夫 (北 摂)	小林 崇 (堺)
北井 秀夫 (堺)	脇田 健一 (泉 州)
辻村 昌克 (泉 州)	

〈古 稀〉

辻 俊朗 (北)	小坂井次男 (北)
吉森 啓夫 (中 央)	楓 定晴 (中 央)
與倉 郁朗 (中 央)	谷山 泰吉 (中 央)
谷口 誠一 (大阪城)	横田 勝治 (大阪城)
滝川 正明 (中河内)	大家 孝夫 (北 摂)
守田 澄男 (北 摂)	藤原 偉夫 (堺)
西川 俊暁 (堺)	神前 泰幸 (泉 州)
向井 明久 (泉 州)	



大阪法務局長表彰



連合会長表彰



会長表彰

新 役 員 名 簿

(敬称略)

会 長 中林 邦友 大阪城
副 会 長 (業務研修部担当)
松島 稔 大阪城
副 会 長 (総務・財務部担当)
山脇 優子 中河内
副 会 長 (社会事業部担当)
相澤 襲雄 北河内

【総 務 部】

常任理事 (部 長)
加藤 充晴 北 摂
理 事 (副部長)
和田 清人 北
理 事 永野 美重 中 央
理 事 井上 朝雄 大阪城
理 事 竹内 秀治 北 摂
理 事 塩田 征司 泉 州

【財 務 部】

常任理事 (部 長)
吉田 栄江 北河内
理 事 (副部長)
河崎 尊 大阪城
理 事 笠原 伸司 中河内

【業務研修部】

常任理事 (部 長)
濱口 泰隆 大阪城
理 事 (副部長)
森口 稔 北
理 事 (副部長)
森次 裕一 中 央
理 事 安岐 正則 中河内
理 事 阪本 征仁 北河内
理 事 石川 貴之 泉 州

【社会事業部】

常任理事 (部 長)
中島 幸広 中河内
理 事 (副部長)
奥田 祐次 北
理 事 (副部長)
加藤 眞一 北 摂
理 事 彦坂 浩子 中 央
理 事 玉置 直矢 大阪城
理 事 田中 秀典 堺
理 事 小林 俊彦 堺

【監 事】

井上 直次 中 央
佐野 紀夫 北 摂
加藤 幸男 北 摂

【名誉役員】

顧 問 市原 一勲 中 央
顧 問 横山 慶子 北
顧 問 松本 充弘 大阪城
相 談 役 芳多 正行 北
相 談 役 竹本 貞夫 北 摂
相 談 役 久保加奈子 泉 州
参 与 森脇 英明 堺

◇支 部 長 会 議◇

(支部長会議議長)
中河内支部 米山太一郎
(支部長会議副議長)
堺 支部 川口 良仁
北 支部 佐々木志展
中央 支部 延山 奎柄
大阪城支部 西田 修尋
北河内支部 阪口 太
北摂 支部 黒田 聡
泉州 支部 達 光隆

◇綱 紀 委 員◇

委 員 長 田中 久也 中 央
副委員長 深井 邦仁 堺
副委員長 橋 泰弘 泉 州
委員長職務代理
上田 大人 中 央
委 員 中島 公司 北
委 員 橋本 宗三 北
委 員 岡田 好史 大阪城
委 員 野邊 直紀 大阪城
委 員 辺見 実 中河内
委 員 三谷 善樹 中河内
委 員 北川 貞司 北河内
委 員 竹村 豊 北 摂
委 員 塩賀 崇史 北 摂
委 員 桧山 一志 堺

◇注意勧告理事会理事◇

会 長 中林 邦友 大阪城
副 会 長 松島 稔 大阪城
副 会 長 山脇 優子 中河内
副 会 長 相澤 襲雄 北河内
常任理事 加藤 充晴 北 摂
常任理事 吉田 栄江 北河内
常任理事 濱口 泰隆 大阪城
常任理事 中島 幸広 中河内
理 事 和田 清人 北
理 事 河崎 尊 大阪城

土地家屋調査士倫理綱領 (第 43 回・日調連総会制定)

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

本日、ここに大阪土地家屋調査士会第83回定時総会が開催されるに当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様には、平素から表示に関する登記事務手続だけでなく、筆界特定制度や法務局備付地図整備作業といった法務局が所掌する行政事務の適正・円滑な運営のために、格別の御理解と御協力をいただき、この場をお借りして、深く御礼申し上げます。

また、表彰を受けられました会員の皆様は、永きにわたり土地家屋調査士として業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実・発展に大いに貢献されるなど、その御功績は誠に顕著であります。改めて敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、全国の感染者数が増加し、重症者も急速に増加しており、本総会の開催にも大きな影響がありました。

本年4月23日に京阪神及び東京に3回目となる緊急事態宣言が発出されたことに伴い、当局においても、宣言の趣旨にのっとり、大都市における人流や都市間の移動を抑え、人と人との接触を減らすために出勤する職員数を抑制し、窓口及び待合室での感染拡大防止に取り組みつつ、我が国の社会経済活動の基盤を担う民事法務行政の重要性を考慮し、確実に業務を継続し、可能な限り業務の停滞を回避すべく努力しております。

変異株の出現もあり、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況は予断を許しませんが、近年の法務局に対する国民のニーズに応えるため、様々な新しい課題にも取り組んでいく所存ですので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はせっかくの機会でありますので、最近の法務局に関する若干の事項についてお話しいたします。

まず、オンライン申請の利用促進についてです。

当局における不動産登記のオンライン申請率は、最近では、63%を超え、貴会員の皆様の御協力により、オンライン申請の利用が順調に増加しておりますことに、感謝申し上げます。しかしながら、全国平均は70%を超える状況にあり、当局における

オンライン申請率は、全国平均を大きく下回り、なお最下位争いをしております。コロナ禍の下における「新しい生活様式」を継続的に実践していくためにも、オンライン申請を最大限に御利用いただき、ますよう、更なる御協力をお願いいたします。

次に、法務行政における新規施策についてです。

所有者不明土地の解消に向けた方策については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく長期相続登記等未了土地解消作業が、本年で4年目を迎えます。当局におきましては、昨年度中に、令和元年度に開始した同作業について、長期間相続登記がされていない旨の登記記録への付記、法定相続人情報の備付け及び法定相続人に対する相続登記を促す旨の通知を完了しました。

また、令和元年11月に施行された「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づき、表題部の所有者欄に氏名又は住所が登記されていない土地の登記の適正化を図るため、登記官による所有者の探索及び探索結果に基づく登記ができるようになったことから、昨年度から、同法に基づく所有者等の探索作業を本格的に実施しています。所有者等の探索は、必要な知識及び経験を有する所有者等探索委員と共同して所有者等を特定していくこととなりますが、表題部所有者不明土地の登記の適正を図るには、貴会員の皆様がこれまで培われてきた知識及び経験が大いに役立つものと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、本年4月28日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が公布されました。これにより、これまでの土地所有に関する民事基本法制が大きく見直されることとなります。

他方、筆界特定制度については、平成18年に運用が開始されてから、本年で16年目を迎えます。大阪法務局管内における筆界特定の申請数は、制度発足から継続して高水準で推移しているところ、土地基本法等の一部を改正する法律が昨年9月29日から施行され、一定の要件の下、地籍調査を行う地方公共団体による筆界特定の申請が認められるなど、本制度に対する需要は、今後、一層高まることが予想されます。

このような状況下において、多くの筆界特定申請を速やかに処理するためには、貴会員の皆様のお力添えが欠かせません。つきましては、円滑な筆界特定制度の推進のため、引き続き御協力をお願いいたします。

最後に、昨年7月10日から、その取扱いが開始されている法務局における自筆証書遺言書保管制度についてです。

本制度は、法務局で遺言書を保管することで改ざんを防ぐほか、家庭裁判所での検認が不要であるというメリットがあるところ、本年4月1日からは、戸籍システムと連携して、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認したときには、指定された通知対象者に遺言書が保管されている旨を通知する死亡時通知の運用も開始され、これにより遺言書が発見されないというデメリットも解消されたといえます。

遺言者が、自身の財産を御家族に託す方法の一つとして、本制度を国民の皆様幅広く活用していただきたいと考えています。

皆様におかれましても、同制度の周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

今後、政府の最重要課題の一つとして位置づけられているこれらの各種施策を、確実に推進していくことが重要となります。そのために、皆様方と連携し、効果的な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

ところで、一昨年に成立、公布された「土地家屋調査士法の一部を改正する法律」（令和元年法律第29号）が昨年8月1日に施行されました。この改正により、土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定が設けられるとともに、懲戒手続に関する規定の見直しのほか、社員が一人の土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置が講じられました。

皆様におかれましては、今後も、引き続き、研修会などを通じて自己研さんに努められ、改正法の趣旨にのっとり、我が国社会の発展と法務行政の適正・円滑な運営に益々寄与されますよう、御期待申し上げます。

終わりに、本総会の盛會を祝し、大阪土地家屋調査士会のますますの御発展と皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



会長・副会長 就任のごあいさつ

明るい大阪土地家屋調査士の未来へ向かって



会 長
中林 邦友

去る令和3年5月21日の第83回定時総会において信任いただき、もう一期会長を務めさせていただくことになりました中林邦友でございます。

前期は任期の大部分が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、予定していた会務や計画していた事業を断念せざるを得なかったり、途中で止まってしまったりと歯がゆい思いをいたしました。

ただ、そんな中においても会の仕組みを見つめ直し、会員の為に少しでも出来る事は何かを考えたり、また、コロナ禍に柔軟に対応するためにZoomの導入等の必要な施策を実行したりと、こんな情勢下でも前を向いて様々な事に取り組んで参りました。その想いは自分の中で引き継がれ、今期2年間も変わりません。更に、今年から新型コロナウイルスに対抗すべく、ワクチン接種が進むと共にコロナ禍の混乱も落ち着いてくれると信じて今期は途中で止まっている会務や事業の遅れを取り戻すべくより一層の努力をしてみたいと思っています。

振り返れば、前期2年会長をさせていただいてこれまで気付かなかった事に気付かされた事もいろいろとありましたし、コロナ禍の為に動けない時にこそいろいろと考える事もありました。

考え出すと、「あれをしなければ」、「これもしなければ」と、やらなければならない事、やりたい事が矢継ぎ早に浮かんで来ては気持ちばかり焦ってしまいましたが、今一度この執筆をさせていただきながら我に立ち返り、浮き足立たず良い意味で一度立ち止まって、頭を整理しつつ、今何をすべきか、何から手を付けなければならないのかを一つ一つ自問自答し、優先順位をつけた上でしっかりとした指針

を示し会務を進めていきたいと考えています。

最後に皆様をお願いとなりますが、上記で私自身の考えについて書きましたが、とは言っても一人で考えていても視野は狭く、最良の案は出てこないでしょうし、出来る事などたかがしれています。新しい役員、委員の皆さんのお知恵を拝借し、ご協力いただきつつ大阪会会員の為の会務を心がけ、一丸となって努力してまいります。会員の皆様も会務を他人事と考えず、自分事として、思いや考えを本会に伝えていただきたいと思います。

これから2年間一步一步、明るい大阪土地家屋調査士の未来へ向かって歩を進め、頑張ってみますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

持続可能な土地家屋調査士の制度の実現を目指して



副会長
松島 稔

このたび四年ぶりとなりますが、総会で再任していただきました。

大阪城支部の松島稔と申します。

昨年、連合会は制度制定70周年記念シンポジウムをするまでに至り、先輩たちの努力の賜物として「土地家屋調査士」の資格は、関係ある国民の方々に周知されて来ています。

土地家屋の資産税が地方税に移された事に始まり、調査士業務の在り方はその都度の局面で変化し、またその変化に先人の先生方が対応し、ここに至ることができたのだと思います。

しかし、資格者としての我々を取り巻く環境が、今後も楽観出来るかどうかとても不安に思っています。我々がこれまで必要とされていても、今後もうである期待できるか、如何でしょうか。

出生率がどんどん下がり、令和になり一年間に誕

生する新生児が80万人台になっています。40年後の2060年の日本の人口が8674万人とされています。（予想はとっくの昔にされていますが。）

今の子どもたちが、病気や事故、災害で亡くならないで健康でいてくれて、支えがいのある日本のままで引継ぎしたいところです。

人口が急減して行く社会は相続、所有者不明土地、空家問題等で調査士が役立てる場面もあるでしょうが、同時に大阪会会員も、また他の資格者団体の会員も少なくなります。

40年後（制度制定から110年後）の未来はどうなっているでしょう？

人口減少から何もかもがダウンサイジングしてしまいそうで、想像できないと言うか、想像したくないところです。

5年後、10年後はどうでしょうか？

その位を目処に、調査士として国民に何が必要で、何ができるかの予想図を早急に考えなければならぬところです。

調査士会も、都道府県単位での維持は、人的にも財政的にも無理になるかも知れません。コロナ禍でのリモート会議に慣れることで、推進の可能性があると思います。

今年度も理事はじめ役員の方々は、支部からも推薦された優秀な人材で、多いに期待して頂きたいと思います。しかし、会は、会員みんなのための団体でもあります。

執行部は総会で承認された事業を真摯に執行しますが、会員各位の 叡智も惜しみなく出して頂き、5年後、10年後に対応したいと思います。

人と人との交流に係る業種が、三密回避のために存続の危機に瀕しています。夜の早い時間から街の人通りは閑散とし、賑わいは過去のものとなり静まりかえっています。ワクチン接種が広まり、集団免疫の獲得に期待したいです。

コロナ禍になる以前から、国際的には「持続可能な社会の実現」が言われていました。

コロナ禍の状況下で、よりその意義が出て来たと感じますし、最近よく使われる方も多いです。

持続可能な土地家屋調査士の制度の実現、適正な報酬を得る持続可能な調査士事務所の実現を中林会長、大阪会役員及び会員各位と目指したいと考えています。

二年間、宜しくお願い申し上げます。

次世代への橋渡しの役目を！



副会長
山脇 優子

この度、副会長を拝命致しました、山脇優子でございます。どうぞ、宜しくお願い致します。

私は、平成5年8月に土地家屋調査士登録をし、今年、土地家屋調査士歴28年となりました。今期、総務・財務担当副会長という重責を仰せつかりました。

前期、自身の土地家屋調査士25周年を機に一念発起して、遅まきながら理事に就任し、総務部長を務めさせていただきました。コロナ禍による会務の滞りや感染対策に苦心しながらも精一杯役目を果たし、自分に出来る限りのことをしたと自負しているところです。一方、この2年間の総務部長という立場から、それまで見えていなかった大阪土地家屋調査士会の実情、土地家屋調査士業界が抱える課題も見えてまいりました。そこで、今期は副会長として、土地家屋調査士の未来に貢献をしたいと思っております。

土地家屋調査士を取り巻く環境は、私の会員歴28年の間に大きく変化してきました。土地家屋調査士は、その時流に上手く乗って、更に飛躍を遂げなければならないとの思いがあります。そして、土地家屋調査士の業務の重要性を国民に認知していただきたいとの思いもあります。それらの思いを実行に移すことで、次世代の土地家屋調査士への橋渡し役になりたいと決意を新たにしております。

中林会長の下で、与えられた任務を全うすることで、これらの私の思いも果たしていけると確信しているところですが、そのためには、加藤部長を初め総務部員、吉田部長を初め財務部員、所管の委員会の委員の方々の協力は不可欠ですし、他部署との連携も必要となってまいります。役員・委員の相互の協力によって、円滑かつ発展的な会務運営がなされるよう、努力したいと思います。

また、私は、役員歴が浅い分、役員でない会員の感覚もまだまだ失っていないと思っております。そして、会務が何の為にあるかを顧みましたとき、こ

の感覚を大切にすべきだと思っています。「あれ？いいのかな？」と自分の中に疑問が湧いたときは、見過ごさずに対処したいと思います。会員の皆様も会務に対する疑問や提案は、是非お聞かせいただきたいと思います。

これから2年間、今まで土地家屋調査士として受けてきた恩恵を、少しでもお返しできるよう、持ち前の適応能力と機転で会務を務めさせて頂く所存です。

今一度、どうぞ宜しくお願い致します。

『一生懸命職務に専念する』 を公約に



副会長
相澤 襲雄

今回、北河内支部20名の推薦を受け、副会長に立候補しましたところ、無投票（残念）で副会長職に就任することとなりました^{あいざわ いなお}相澤襲雄です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

担当部は、社会事業部となりました。社会事業部では前々期、社会事業部の公共の平理事での経験を生かし、これからの二年間体調に注意しながら、社会事業部の部長・副部長（2人）理事のご意見をいただきながら、職務に努めて参ります。

私の副会長立候補者の所信表明は、以下のとおりです。

- ① 土地家屋調査士会員の品位を保持し、その業務改善・発展を図るため、会員と理事会と委員会が乖離しないよう連絡調整に徹します。
- ② 法務局職員であったことから、法務局と調査士会が今まで以上に太いパイプで繋がるよう努めます。
- ③ 会長の方針に対し物言う副会長として、アクセルの役割とブレーキの役割を果たします。

会則に違反することのないよう注意しながら、所掌する委員会①資料センター運営委員会、②産学交流学術研究委員会、③災害・空家等対策委員会、④地籍整備促進委員会がありますが、それぞれ、会員の皆様に関係がないことではなく、積極的に他土業との関係調整しながら、土地家屋調査士として参入できる業務を探し出せればと思っています。

ここで、会員の皆様にお願いであります。

今回、政治連盟を担当する副会長としても指名を受けました。政治連盟の活動は、会員の自由ではありますが、ただ一点、調査士制度維持発展のためだけを目的にするための、各政党を超えた活動にご協力いただければと思っています。是非、政治連盟に入会をお願いしたいと思っています。

最後に、会員の皆様の忌憚のないご意見をいただきながら『一生懸命職務に専念する』を公約に副会長就任のご挨拶と致します。



令和3年度 支部総会報告

北 支 部

前社会事業担当副支部長
奥田祐次

令和3年5月14日 総会決議結果

第1号議案 「令和2年度決算並びに監査報告承認の件」

賛成多数により承認可決

第2号議案 「令和3年度事業計画案承認の件」

賛成多数により承認可決

第3号議案 「令和3年度予算案承認の件」

賛成多数により承認可決

第4号議案 「役員任期満了につき改選の件」

賛成多数により承認可決

◇北支部新役員

支 部 長 佐々木志展

副支部長 中川 正雄（総務担当）

副支部長 内山 善雄（財務担当）

副支部長 中川 正幸（業務担当）

副支部長 松川 浩一（研修担当）

副支部長 塚田 徹（社会事業担当）

副支部長 松内 正樹（厚生担当）



中央支部

社会事業担当副支部長
阿部孝信

令和3年4月23日 総会決議結果

第1号議案 「令和2年度収支決算報告に関する件」

賛成多数により承認可決

第2号議案 「令和3年度事業計画案に関する件」

賛成多数により承認可決

第3号議案 「令和3年度収支予算案に関する件」

賛成多数により承認可決

第4号議案 「役員選任に関する件」

賛成多数により承認可決

◇中央支部新役員

支 部 長 延山 奎柄

副支部長 松本 博樹（総務担当）

副支部長 富岡 隆（財務担当）

副支部長 平野 和昭（業務担当）

副支部長 阿部 孝信（社会事業担当）

副支部長 窪田 将人（厚生担当）



大阪城支部

社会事業担当副支部長
請田隆広

令和3年5月20日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和2年度収支決算承認の件」
賛成多数により承認可決
- 第2号議案 「令和2年度支部財政調整資金特別会計決算承認の件」
賛成多数により承認可決
- 第3号議案 「令和3年度事業計画案審議の件」
賛成多数により承認可決
- 第4号議案 「令和3年度収支予算案審議の件」
賛成多数により承認可決
- 第5号議案 「支部役員改選の件」
賛成多数により承認可決

◇大阪城支部新役員

支部長 西田 修尋
副支部長 西口 和広（総務担当）
副支部長 辰巳 好数（財務担当）
副支部長 石塚 洋（業務研修担当）
副支部長 中居 克彦（厚生担当）
副支部長 請田 隆広（社会事業担当）



中河内支部

社会事業担当副支部長
森山泰久

令和3年5月7日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和2年度収支・決算報告に関する件」
賛成多数により承認可決
- 第2号議案 「令和3年度支部会費に関する件」
賛成多数により承認可決
- 第3号議案 「令和3年度事業計画案に関する件」
賛成多数により承認可決
- 第4号議案 「令和3年度事業予算案に関する件」
賛成多数により承認可決
- 第5号議案 「支部役員改選に関する件」
賛成多数により承認可決

◇中河内支部新役員

支部長 米山太一郎
副支部長 西川 和宏（総務担当）
副支部長 菅河 大介（財務担当）
副支部長 田邊 博和（業務研修担当）
副支部長 古屋 禎孝（厚生担当）
副支部長 森山 泰久（社会事業担当）



北河内支部

社会事業担当副支部長
大津拓馬

令和3年5月19日 総会決議結果

第1号議案 「令和2年度決算報告に関する件」

賛成多数により認定

第2号議案 「令和3年度事業計画案に関する件」

賛成多数により可決

第3号議案 「令和3年度予算案に関する件」

賛成多数により可決

第4号議案 「支部役員改選に関する件」

賛成多数により可決

◇北河内支部新役員

支 部 長 阪口 太

副支部長 武下 淳（総務担当）

副支部長 山下 博（財務担当）

副支部長 吉田 英彦（業務研修担当）

副支部長 大津 拓馬（社会事業担当）

副支部長 平尾 正（厚生事業担当）

北摂支部

広報担当副支部長
吉田孝信

令和3年6月2日 総会決議結果

第1号議案 「役員選任に関する件」

賛成多数により認定

第2号議案 「令和2年度収支決算報告並びに同監査報告承認に関する件」

賛成多数により可決

第3号議案 「令和3年度事業計画に関する件」

賛成多数により可決

第4号議案 「令和3年度予算（案）承認に関する件」

賛成多数により可決

◇北摂支部新役員

支 部 長 黒田 聡

副支部長 石田 貴子（総務担当）

副支部長 石長川勝博（財務担当）

副支部長 小野 貴広（業務研修担当）

副支部長 安田 弘（公共事業担当）

副支部長 吉田 孝信（広報担当）

副支部長 朝日 一真（厚生事業担当）



堺支部

広報担当副支部長
白井康之

令和3年4月23日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和2年度収支決算報告、同監査報告」
承認可決
- 第2号議案 「令和3年度事業計画に関する件」
承認可決
- 第3号議案 「令和3年度収支予算に関する件」
承認可決
- 第4号議案 「支部役員任期満了に伴う役員改選の件」
承認可決

◇堺支部新役員

支部長 川口 良仁
副支部長 森脇 英明（総務担当）
副支部長 漆原 一登（財務担当）
副支部長 美馬 冬彦（業務研修担当）
副支部長 白井 康之（広報担当）
副支部長 山崎 昭典（厚生担当）
副支部長 坂田 宏志（公共事業担当）



泉州支部

前広報担当副支部長
向井常能

令和3年4月30日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和2年度決算報告に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決
- 第2号議案 「令和3年度事業計画案に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決
- 第3号議案 「令和3年度収支予算案に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決
- 第4号議案 「支部役員等任期満了に伴う改選に関する件」
賛成多数により別紙役員名簿の承認可決

◇泉州支部新役員

支部長 達 光隆
副支部長 黒田 成宣（総務担当）
副支部長 谷 英史（財務担当）
副支部長 中山 武彦（業務担当）
副支部長 向井 常能（研修担当）
副支部長 堀川 経希（広報担当）
副支部長 半野 雅章（公共事業担当）
副支部長 酒井 健（厚生担当）

支部長のひとこと

土地家屋調査士ライフ

北支部長 佐々木 志展



去る5月14日、80人は収容できようかという一室に、3人掛けの長椅子に一人ずつ、10数名が思い思いの場所に腰かけ、そしてアクリル板の向こうに正副支部長が並んでおられます。もちろん全員マスク着用です。影にZoomでの出席者が視聴・参加されています。この世情の中、一つの手段として、Zoomを利用した会議がすっかり定着したように思いつつ、そして、いよいよアクリル板の向こうに立つことになります。令和3年度より北支部長を承ります。どうぞよろしくお願い致します。

まずもって、中島公司前支部長並びに前の役員の皆様、本当にお疲れ様でした。総会、研修会、親睦会など、特に人の集まる事業の開催・運営につきましては、相当のご配慮をされたかと存じます。本年度も大きく環境が改善されるように思えませんので、経験を活かした運営をできればと考えております。

世情柄、「専門家に…」、「専門家として…」とよく耳に致します。面目躍如といいますが、そののしかかってくる責任感も多大なものでしょう。私どもも、日々、眠ること、食すこと以外の、以内の時間も仕事、土地家屋調査士という立場からなかなか離れられないように思います。一日の、一年の多くの時間を土地家屋調査士として過ごしております。ならば「土地家屋調査士ライフ」、より幸せな気分になりたいと思います。よく働き、よく食べて、よく遊び、よく眠る、時には愚痴をこぼし、そしてなによりも健康である。そのようにありたいと思います。これから2年間、より幸せな気分です。どうか宜しくお願い致します。

支部の意義は『連絡と交流』

中央支部長 延山 奎柄



この度、中央支部の支部長に再選いたしましたのぶやまこうへい延山奎柄です。よろしくお願い致します。

本支部は3支部が合併した支部であります。合併後様々な会合や懇親会を行い支部会員同士の交流を深めようと企画しておりましたが、コロナ渦の影響により、それらの行事が全く行えておりません。支部会員の顔がわからない人もいる状態です。

支部の意義は『連絡と交流』と思っています。同じ仕事をしている者同士で情報交換や意見交換、時に

は悩み相談が気楽に行えるのが支部の良さだと思います。そのためにはやはり顔を合わせた交流が大事であります。

合併により大人数になったものの、今回の役員改選には人選の会議も思うように行えず、支部役員各位へほぼ留任をお願いいたしました。申し訳なく思います。

できれば、支部役員は輪番制が理想だと思います。2年間役務を終えれば交代できるとなれば、負担

が少し減るのではないのでしょうか。大人数支部になったので可能ではないかな？

コロナ禍の影響はこれからも続くでしょうが、状況を見ながら、気楽に参加できる会合を企画してまい

ります。少しでも多くの方が参加し会員同士の交流が盛んになることを期待しております。

2期目。

大阪城支部長 西田 修尋



令和3年5月20日（木）支部総会において、支部長に再度、就任致しました。

西田^{のぶひろ}修尋と申します。

2期目となりますが、どうぞよろしくお願い致します。

世の中は、コロナ禍により、リモート等、本来の社会というものが、以前とは、随分、様変わりしています。

特に、人同士の繋がり方、コミュニケーションの伝え方は、より難しくなっているような気がします。

我々、会員同士も同様にコミュニケーションが希薄になってきているからこそ、別の意味での人との

繋がりができ、また、その繋げ方を探していければと思います。

小さな力ですが、支部長として、会員の皆様と手を取り、いろんな情報を発信し、会員相互間の橋渡しをすることが、その役割の一つと思っています。

大阪城支部という大きな船の船長として、約140名のクルーの道標となれるよう、2期目の舵取りを、しっかりやっていきたいと思っています。

コロナ禍によりポジティブに思考を捉え、その変化に対応していかなければならないと、改めて感じています。

どうか、皆様、再度、1期2年、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

支部の役割

中河内支部長 米山 太一郎



令和3年5月7日中河内支部定時総会において、再度、支部長に就任いたしました米山太一郎です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在、世界中でコロナウイルスが猛威を振るっている状態で、日本でも3回目の緊急事態宣言が出されるなど、大変な社会情勢となっております。

コロナウイルスは、人同士の接触を減らすことが、一番の感染予防対策であることから、前期途中から支部研修会、登連や懇親事業等の支部事業が全く行えない状態となってしまいました。

それでも、支部総会は行わないわけにはいかず、開催方法等に対応に大変苦慮しましたが、本会及び支部役員の方々と支部長会の方々にご意見、ご助言をいただき、何とか開催することができました。ご意見やご助言をいただいた方には、この場を借りてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

2年前にもこの場で挨拶させていただく機会があり、支部役員全員で「明るく楽しい支部運営を」と抱負を書かせていただきましたが、こちらについて

も支部役員で集まることができず、役員会もほぼ滯標ネット内での会議となってしまう、思い通りにいかず寂しく思っております。

ネット環境が発達した現在は、登記申請や登記に関する調査が事務所内で出来るようになり、昔のように法務局でお会いしたりする機会や、さまざまな用事で他の先生の事務所に行ったり、電話でお話するなどの機会が減り、滯標ネットやSNSなどで行えるようになりました。これらツールは、たしかに便利ではありますが、コミュニケーションをとって人間関係を作るという点においては、弱いのではないかと思っております。

私は、支部会員が集まりコミュニケーションを図り、会員同士で業務に関する地域性の情報や新しい測量技術などの情報の共有を行っていただくこと、

そして支部への帰属意識をもっていただくことが、本会の発展、この業界の発展につながるものだと考えております。そして、懇親事業など、こういったコミュニケーションを図る場を提供することが、支部の重要な役割だと考えております。

とは言え、今はまだ難しい状況が続いておりますが、今後はコロナウイルスのワクチン接種も進んでいくことから、少しでも世の中の状態が良くなって、支部事業が行えたり、皆様と楽しく飲んだりできる日が早く訪れることを願っております。

最後になりますが、これから2年間一生懸命に努めてまいりたいと存じますので、ご協力とご指導のほどよろしくお願いいたします。

良き伝統を重んじ、ニーズに合わせた変革も

北河内支部長 阪口 太



このたび北川貞司前支部長に代わり北河内支部の新支部長になりました、阪口でございます。

本年度の北河内支部総会は、4月28日に開催されることが予定されておりましたが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言により、本来の予定を大幅に変更の上開催されましたが、大変厳しい昨今の状況の中ご承認いただいた支部会員の皆様本当にありがとうございました。

私が、土地家屋調査士の登録をしましたのが、平成4年4月のことです。

まだ、バブルの香りが少し残っている頃でした。早いもので29年も前となります。その当時、北河内支部総会に初めて出席した時のことが昨日の様に思い出されます。まさか29年後に、私が支部長になるとは思ってもおりませんでした。

私が入会致しました当時の大阪会の会員数は、平成4年1039名、そして令和3年3月31日の会員数

は、975名です。調べてみますと大阪会の一番多い会員数が平成17年1237名でした。

また、北河内支部の会員数も一時100名を超えておりましたが、大東市、四條畷市の会員が中河内支部へ移動されたこともあり、令和3年3月31日では77名です。

新入会員の登録も最近少なく感じております。少しでも受験者そして仲間が増えることを願い、支部長という大役を通して土地家屋調査士の知名度の向上に少しでも貢献出来ればと考えております。

まだまだ未熟な私ですが、これから2年間支部会員の皆様と一緒に北河内支部の良き伝統を重んじ、時代のニーズに合わせ変革し、支部会員の皆様が今まで以上に仲良くなれる支部を目指して頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

重点施策「インターネットを活用した情報提供」

北摂支部長 黒田 聡



大阪土地家屋調査士会北摂支部の支部長を拝命して2期目となる高槻の黒田です。

2年前に旧豊能、三島支部が統合し新たに誕生した新支部の為にあれもしたい、これもしたいと意気込んでスタートし1年目はそれなりの成果が出せたと思うのですが2年目は皆様もご承知のとおり「新型コロナウイルスの感染拡大」により計画した支部事業のほとんどが出来ない状況になりました。

当支部会員の平均年齢が現在54歳とそこそこ高齢であることから執行部で何度も協議した結果、令和2年度は、定時総会は執行部を中心とした縮小総会とし、参集して行う事業である支部研修会、明示協議会、親睦旅行、新年互礼会等については無理であるとの結論に至り全てを中止しました。

ただし登記事務等連絡会だけは北大阪支局・池田出張所合同で会員へのアンケートを実施したうえで書面による質疑応答、連絡事項をアナウンス形式で行いました。

また参集を伴わない各市役所での無料登記相談、法務局名札板の更新、茨木市における標高表示板の修正等は実行し、元々の事業計画には無かったのですが昨冬は新型コロナと季節性インフルエンザの両方が流行する可能性があった為、少しでも会員の健康維持に貢献できるよう中央支部、北支部の事業に倣いまして急遽、インフルエンザ予防接種への助成を実施しました。

今年度の支部定時総会も5月14日に予定しておりましたが、5月11日までとされていた緊急事態宣言が延長されたことにより結局昨年と同じく6月まで延期したうえでの縮小総会とすることになりました。

おそらく今後数年はこのコロナ禍が続くであろうと思われる中、今年度の事業計画の重点施策に「インターネットを活用した情報提供」を新たに加えていただきました。

これは前年度から本会でもオンライン研修会が行われており、当職も支部長会や政治連盟の会議等で活用しました。

当初は私自身がインターネットに関して非常に不得手であり、このような会議・研修方法に対しては消極的でありましたが、実際やってみますと非常に簡単で便利であり、何より会議場、研修会場へ行く必要が無いことから新型コロナ等に感染するリスクを軽減するばかりか開催時間直前まで自らの業務を行えることから時間の有効活用にも繋がります。

また他支部で開催される研修会にも気軽に参加していただくことが出来ます。

よって今後起こり得るかもしれない様々な緊急事態の際の対応策として今年度は試験的にZoom等を利用した支部研修会を行いたいと考えております。

幸いなことに当支部会員のほぼ全員が一度は滞ネットを閲覧されていることからインターネット環境は整っていると思われ、これに慣れていただくことにより単年では困難かもしれませんが出来るだけ早い時期に緊急事態の際には会員間の連絡網としての活用や支部総会等の重要な会議までオンラインで行うことが可能になるよう望んでおります。

以上が私の北摂支部長として令和3年度の抱負でございますので何卒宜しくお願い申し上げます。

緊禪一番の決意をもって

堺支部長 川口 良仁



大西幸三役員選考委員長から「おめでとうございます」との電話をいただいたのが、令和2年12月15日、前日に開催された選考委員会の結果を踏まえてのことでした。

遡ること3年前、本会社会事業部広報担当理事として会務に奔走すること週2回・3回は当たり前、という状況下で、たまたま顔を合わせた深井邦仁支部長に次期は支部に戻りたいと泣き言を伝えたところ、「僕（支部長職）の後が空いてるよ～」との言葉がなんとも心地よい甘～い誘惑に聞こえ、「はい！喜んで」と即答してしまった自分は、その時、相当に心を病んでいたのかもしれませんが。お陰様でこの2年は堺支部の公共事業部に復帰し、筆頭幹事という初めて聞く役目を仰せつかり、さぞかし支部運営に専念できることと思いきや、本会の産学交流学術研究委員会の委員長をも兼務することとなり、やはり、大学における寄付講座の実施やインターンシップ事業に駆けずり回る（これがなんと、8月初旬の引継ぎ完了まで続くそう）こととなり、この日が一日一日と着実に近づいて来ているにもかかわらず、この日をどこか遠い未来のことのように感じておりました。

令和3年4月23日、アゴーラリージェンシー大阪堺において開催されました支部総会において支部長を拝命しました。

今更ながら、このような次第で支部長という大任を引き受けた自分の恐れ知らずさに背筋が寒くなっております。多士済々の堺支部、もっとこの職に相応しい御仁を差し置いてということになりますが、支部会員の皆さまの温かいご支援と諸先輩方のご指導を仰ぎながら、精一杯、支部長職を務めてまいり所存です。

さて、今期は副支部長5名も全員交代することとなりました。旧堺支部と南河内支部とが合併した後、新生堺支部として2年間、支部運営を軌道に乗せていただいた前期執行部の意を引き継ぎながら、緊禪一番の決意をもって共に支部運営にあたることといたします。

昨年度来、新型コロナウイルスの猛威が衰えることなく、懇親はおろか、研修に関する行事につきましても満足に実施できない状況が続いており、これまで三度の緊急事態宣言を経験し、その間、在宅勤務やテレワークが推奨され、巷間ではオンラインによる飲み会なども活用されているとか…。

登記申請など日常業務におきましてもオンライン申請がこれを機に、より一層定着した感もありますが、堺支部におきましても支部役員会や部会などは「Zoom」を用いて実施したり、支部総会では「YouTube」を用いてライブ配信したりすることにより会場に参加できない会員にもその模様を視聴いただけるよう取り組んできたところであります。これが、存外に管轄区域が広範に及ぶ堺支部におきましては有用なシステムであることに気付かされました。さすがに新年会など厚生事業をオンラインでというわけには参りませんが、会議や研修におきましては、コロナ禍が落ち着いた後も積極的に活用し、東西の公共交通機関の整備に脆弱な地域性を補完したいと考えております。

このように、時代の流れや社会情勢に臨機応変に即応しながら、支部の目的である本会及び他の支部との連絡を密にし、堺支部会員のため、指導及び連絡に関する事務を執り行なって参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

繋がりを大切に

泉州支部長 達 光隆



この度、橘泰弘前支部長の後任として泉州支部の支部長に就任いたしました達光隆です。平成12年に入会させていただきましたが、時が経つのは早いもので、若手と言われ続けて21年が経過しました。本会理事も研修部で2期4年させていただきました、そこでの経験や感じたことを生かして、支部運営に頑張っていきたいと思います。

私の入会当時は研修会や支部事業、法務局の閲覧席などで支部会員の皆様と交流を持つ場がたくさんありました。そこでは登記に関する法律や現場の測量など業務に関することから趣味や子供のことなど個人的なことまでいろんなことを教えていただきました。時には考え方や解釈の違いから互いの意見をぶつけ合うこともありましたが、人間として土地家屋調査士として成長することが出来ました。

しかし、現在では登記申請はオンライン化され、紙申請を行っていた時とは比べものにならないくらい非常に便利になり、仕事も効率的になる一方、法務局に行く機会も激減しました。また、近年の新型コロナウイルスの影響で多くの支部事業が行えず、研修会や役員会などもZoom等で行うことが増え、支部の会員同士が直接顔を合わせる機会が減ってしまい、土地家屋調査士として成長する場が減ってしまうばかりか、会員間の関係がどんどん希薄になっているように感じています。

我々が土地家屋調査士として成長するためには、たくさんの経験を持っていて自分の知らないことをたくさん知っている先輩の先生方やお互いを高め合うために切磋琢磨する同年代の先生たち、自分では思いもつかない発想を業務に役立てる後輩の先生たちとの「繋がり」がとても大切だと思います。

その「繋がり」の場である支部事業等がなかなか行えない状態ではありますが、支部役員全員で「何をすべきか？今の状態で何が出来るか？」を考えながら支部運営を行い、支部会員の皆様が日々の変化に素早く対応出来るように役立つ情報を提供し、仕事の効率化、より良い環境作りを行うための手助けが出来たらと考えております。

また昔のように会議が終われば皆で飲みに行くことが出来るようになるまでは時間がかかりそうですが、支部会員の「繋がり」を大切にして支部運営を行っていききたいと思います。

支部役員全員で知恵をしばり一生懸命頑張りますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。



大阪法務局 着任のご挨拶

大阪法務局
民事行政部長
山家 史朗



本年4月1日付けの人事異動により、大阪法務局民事行政部長を拝命しました山家です。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会並びに会員の皆様方には、平素から登記業務を始めとする当局の所掌業務の円滑な運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきます。出身地は宮城県で、仙台法務局に採用されました。その後、法務本省に異動となり民事局及び訟務局で勤務後、盛岡地方法務局、那覇地方法務局、そして、法務本省に戻り訟務局で勤務後、昨年4月に初めての大阪ブロック勤務であります大津地方法務局に異動になり、この度大阪法務局に勤務することとなりました。皆様の御協力をいただきながら、円滑な業務運営に努めてまいりたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症は、その流行の始まりから1年を経過しましたが、感染拡大はとどまらず、近畿圏では、4月5日にまん延防止等重点措置が大阪及び兵庫に適用され、翌週12日には京都にも適用されたところでした。当局においては、職員の感染拡大防止対策を講じつつも、可能な限り業務の停滞を回避する方策を執ってまいりました。引き続き、業務の停滞を回避するため、最大限の努力を尽くしたいと考えておりますので、皆様方には、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ところで、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」では、表題部所有者不明土地や長期相続登記未了土地を始めとした所有者不明土地問題の解消、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用した登記所備付地図の整備、法定相続情報証明制度の活用や遺言書保管制度の円滑な導入による相続登記の促進等が掲げられました。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（いわゆる骨太の方針2020）においても、新型コロナウイルス感染症対策に関連する施策が多く掲げられる中、所有者不明土地等の解消が政府の重要施策として位置づけられ、前述の「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」等に基づき、引き続き本施策を推進することとされました。

法務局といたしましても、所有者不明土地問題の解消を始めとした相続登記の促進が政府の最重要課題であることを真摯に受け止め、法定相続情報証明制度の更なる利用の拡大を図るとともに、表題部所有者不明土地及び長期相続登記未了土地の解消に向けた積極的な取組を継続していくこととしています。

これらの新規施策のほか、不動産取引の活性化等を図るため、従来からの登記所備付地図の整備の重要性がますます高まっているところ、土地基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、不動産登記法を始め関係省令等の整備が行われ、これまで土地の所有権登記名義人等に限り認められていた筆界特定の申請権限が地籍調査の実施主体である地方公共団体にも付与されることとなりました。今後、大阪府内の登記所備付地図の整備につきましても、今まで以上に地方公共団体との連携を深めつつ、会員の皆様の御支援をいただきながら、着実に進めてまいりたいと考えています。

また、オンラインによる不動産登記申請につきましては、皆様方の日頃からの積極的な御協力により、当局における利用率は、令和2年度は年間オンライン申請率がようやく60%を超えました。感謝申し上げます。しかしながら、残念なことにいまだに全国平均を大きく下回っているところです。コロナ渦において、感染拡大防止の観点からも、さらに、登記情報システムのV30システムが、オンライン申請を前提としてより一層効果的に活用することで、今後の更なる利便性の向上、事務処理の効率化及び迅速化につながるようになります。皆様方におかれましては、引き続きオンライン申請の推進につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

終わりに、大阪土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

大阪法務局民事行政部
首席登記官
(不動産登記担当)
戸井 琢也



本年4月1日付けの人事異動により首席登記官を拝命しました戸井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会の会員の皆様方には、平素から、表示に関する登記を始め、当局の所掌事務の適正・円滑な運営のために、格別の御理解と御協力を頂いておりますことに対し、本誌面をお借りして改めて感謝申し上げます。

せっかくの機会でありますので、若干の自己紹介をさせていただきます。

私は、大阪法務局に採用され、以後、大阪局で勤務しておりました。大阪局以外では、京都局、大津局、岡山局、そして前任地である民事局民事第二課で勤務いたしました。この間、表示に関する登記の申請の審査、登記所備付地図作成作業の現地事務所勤務、筆界特定申請の調査補助担当者等を経験し、平成29年4月からの2年間は大阪局において総括表示登記専門官として表示に関する登記、登記所備付地図作成作業等を担当させていただき、その後、大津局の首席登記官を経て、民事局民事第二課の地図企画官として表示に関する登記に携わってまいりました。

さて、御承知のとおり、令和元年6月6日に司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）が成立し（同月12日公布）、令和2年8月1日から施行されました。この改正法においては、近時の土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、土地家屋調査士について、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設ける

とともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しのほか、社員が一人の土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じられています。特に土地家屋調査士法第1条においては、目的規定から使命規定に改正され、土地家屋調査士が「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」であり、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」ことが明記されました。これは、土地家屋調査士制度の制定以来、土地家屋調査士の皆様方が業務を通じて社会に貢献していることが評価されたものであり、今後とも「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として様々な場面で活躍されることを期待しております。

ところで、当局における登記所備付地図作成作業については、従来型登記所備付地図作成作業及び大都市型登記所備付地図作成作業を実施しているところです。令和2年度の2年目作業では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、立会い作業に若干の遅れが生じたものの、土地家屋調査士の皆様方の御支援により、無事に完了いたしました。改めて御礼申し上げますとともに、同作業は、引き続き当局の重要施策として位置付け、円滑に推進してまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力をお願いします。

また、筆界特定制度においては、土地家屋調査士の皆様方が、筆界調査委員又は申請人代理人として、表題部所有者不明土地解消作業においては、所有者等探索委員として、それぞれ制度又は作業の適正かつ円滑な運用等を積極的に支えていただいていることについて、改めて感謝申し上げます。当局といたしましては、筆界特定申請のより適正・迅速な処理を図るため筆界調査委員の皆様との連携を密にするとともに、大阪土地家屋調査士会等との連携を更に強化してまいりたいと考えております。

終わりに、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の就任の御挨拶とさせていただきます。

大阪法務局民事行政部
不動産登記部門
総括表示登記専門官
岩田 研



この度の4月1日付け人事異動により、岐阜地方法務局不動産登記部門から転任となりました岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会並びに会員の皆様方には、日頃から、登記行政、とりわけ不動産の表示に関する登記の適正な事務処理を始め、登記所備付地図作成作業、筆界特定登記等、当局の重要施策の円滑な運営に多大な御理解と御協力を賜り、誌面をお借りいたしまして、深く御礼申し上げます。

私は平成4年、大阪法務局に採用され、その後は和歌山地方法務局に2年、岐阜地方法務局に2年勤務した経験はありますが、それ以外は全て大阪法務局での勤務となります。

不動産登記部門には平成24年度から3年間在籍し、その際、筆界特定業務に携わっていましたが、この度拝命いたしました管区局の総括表示登記専門官の業務は質、量ともにこれまでとは比較にならず、改めてその重責を実感しているところです。

さて、登記所備付地図作成作業につきましては、枚方市において従来型登記所備付地図作成作業を、茨木市中心部において大都市型登記所備付地図作

成作業を、それぞれ2年目作業を実施しているところです。特に大都市型登記所備付地図作成作業においては、土地の細分化が著しく、権利関係がふくそうする地区での作業であることから、2年間での作成は相当困難であると予想していましたが、土地家屋調査士の皆様方の御支援により、今のところ順調に作業が進行しています。改めて御礼申し上げますとともに、引き続き御支援、御協力をお願いいたします。

また、いわゆる表題部所有者不明土地の解消については「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が令和元年5月17日に成立し、同月24日に公布されました。大阪局では、令和元年度は175筆、令和2年度は161筆の土地をそれぞれ選定し、解消作業を行っているところですが、同法律施行後の作業を円滑に実施するためには、土地家屋調査士の皆様方のこれまで培われてきた知識と経験が必要不可欠ですので、特段の御協力をお願いいたします。

御挨拶の場で、お願いばかりとなり恐縮ですが、不動産の表示に関する登記は、権利の客体である不動産の物理的状況を登記記録上に明確にすることを目的としており、不動産登記制度の基礎となるものです。今後も表示登記制度を適正かつ円滑に運用していくため、土地家屋調査士の皆様方のお力をお借りしながら、何事にも真摯に取り組んで参りたいと考えていますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

「藤井寺市安全で安心して快適に暮らせる 住環境の整備に関する協定書」の締結式

この度、大阪土地家屋調査士会は藤井寺市と「藤井寺市安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定書」を令和3年3月23日に締結致しました。

この協定は、大阪土地家屋調査士会を含めた7団体が連携したもので、団体としては、大阪府建築士会、全日本不動産協会大阪府本部、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪府建築士事務所協会、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部です。連携事項としては、空き家対策に関することや、中古住宅の流通に関することを共通事項としています。住宅の耐震

化促進や、災害時の避難所等における応急危険度判定に関することを、大阪府建築士会と大阪府建築士事務所協会が担い、災害時の避難所等における市民向けの相談窓口に関することをその他団体が担っています。

我々大阪土地家屋調査士会も、専門家として知識やノウハウ、ネットワーク等を活用し、市民が安全で安心して暮らせる住環境の整備を推進する一助となるように取り組みの強化を図ってまいります。

(社会事業部長・森脇英明)



後列左から 中林会長（大阪土地家屋調査士会）、川下会長（大阪弁護士会）、戸田会長（大阪府建築士事務所協会）、西野副市長、仲埜都市整備部長
前列左から 東門支部長（大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部）、岡本会長（大阪府建築士会）、岡田市長、堀田本部長（全日本不動産協会大阪府本部）、香山会長（大阪司法書士会）

会則・倫理規程・綱紀委員会規則・ 会計規則・会員研修実施要領の一部改正

新会員研修及び年次制研修の不参加者に対する指導要領・ 文書取扱規程・取扱注意文書等取扱細則・ 電子文書取扱細則の制定

令和3年3月17日（水）の第5回理事会において、会計規則・会員研修実施要領の一部改正、新会員研修及び年次制研修の不参加者に対する指導要領・文書取扱規程・取扱注意文書等取扱細則・電子文書取扱細則の設置がなされ、また、令和3年5月21日（金）第83回定時総会において、会則・綱紀委員会規則・倫理規程の一部改正がなされました。改正後の会則及び綱紀委員会規則については法務大臣認可の日から施行されます。その他については、それぞれの期日から施行されました。

※会則以外の規則規程の設置・改正内容につきましては湊標ネット書庫内会員必携の追加更新をそれぞれの規則規程の掲載準備が整い次第順次格納いたしますのでご確認ください。

大阪土地家屋調査士会会則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1章 総 則 第1条～第4条（略） 第2章 会員の入退会等 第1節 会 員 第5条（略） 第2節 入会及び退会 第6条～第8条（略） （印鑑届） 第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。 2. 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。 3. 調査士法人の職印は、<u>社員ごとに定める。</u> ただし、社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は、当該代表すべき者ごと	（同左） （同左） （同左） （印鑑届） 第9条 本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。 2. 本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。 3. 調査士法人の職印は、<u>社員ごとに定めることができる。</u> ただし、社員のうち特に調査士法人を代表す

改 正 後	改 正 前
に定める。 第10条～第27条 （略） 第3章 会の機関 第1節 役 員 第28条～第33条 （略） 第2節 理 事 会 （理事会の組織及び招集） 第34条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。 2. 理事会は、会長が招集する。 3. 理事会を招集するには、会日より1週間前に副会長及び理事に通知を発ししなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。 4. 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。 5. 理事会は、副会長及び理事全員の同意があったときは、第3項及び第4項の手続を経ないで開くことができる。 6. 監事及び第4節に定める各委員会の長並びに第76条に定める支部長会議の議長は理事会に出席して意見を述べる事ができる。 7. 常勤理事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。 8. 会長は、緊急を要する事項につき、副会長及び理事の全員の同意を得て、第2項の招集に代えて書面又は電磁的記録による決議を求めることができる。 9. この会則に定めるもののほか、理事会運営に関して、理事会運営規則を定めることができる。 （理事会の決議） 第35条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。 2. 理事会の議長は、会長とする。 3. 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。 4. 理事会の決議について特別の利害関係を有す	べき者を定めた場合は、当該代表すべき者ごとに定める。 （同左） （同左） （理事会の組織及び招集） 第34条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。 2. 理事会は、会長が招集する。 3. 理事会を招集するには、会日より1週間前に副会長及び理事に通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。 4. 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。 5. 理事会は、副会長及び理事全員の同意があったときは、第3項及び第4項の手続を経ないで開くことができる。 6. 監事及び第4節に定める各委員会の長並びに第76条に定める支部長会議の議長は理事会に出席して意見を述べる事ができる。 7. 常勤理事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。 8. 会長は、緊急を要する事項につき、副会長及び理事の全員の同意を得て、第2項の招集に代えて書面による決議を求めることができる。 9. この会則に定めるもののほか、理事会運営に関して、理事会運営規則を定めることができる。 （理事会の決議） 第35条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。 2. 理事会の議長は、会長とする。 3. 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。 4. 理事会の決議について特別の利害関係を有す

改 正 後	改 正 前
る者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。 5. 前条第8項による決議は、理事会構成員の過半数が<u>書面又は電磁的記録</u>をもって賛成をしたときは、理事会の決議があったものとする。 6. 会長は、前項の結果を速やかに副会長及び理事に通知しなければならない。 第36条 (略) (議事録) 第37条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。 2. 議事録には、<u>理事会が開催された日時、場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)</u>、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2人が<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。 第38条 (略) 第3節 総 会 第39条～第47条 (略) (議事録) 第48条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。 2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した調査士会員2人が<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。 第49条 (略) 第4節 委員会 (綱紀委員会) 第50条 本会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどらせるため、綱紀委員会を置く。 2. 綱紀委員会は、綱紀委員（以下この節において「委員」という。）10人以上15人以内をもって組織する。	る者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。 5. 前条第8項による<u>書面</u>決議は、理事会構成員の過半数が<u>書面</u>をもって賛成をしたときは、理事会の決議があったものとする。 6. 会長は、前項の結果を速やかに副会長及び理事に通知しなければならない。 (同左) (議事録) 第37条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。 2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2人が<u>署名、押印</u>しなければならない。 (同左) (同左) (議事録) 第48条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。 2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した調査士会員2人が<u>署名、押印</u>しなければならない。 (同左) (綱紀委員会) 第50条 本会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどらせるため、綱紀委員会を置く。 2. 綱紀委員会は、綱紀委員（以下この節において「委員」という。）10人以上15人以内をもって組織する。

改 正 後	改 正 前
法令、<u>通達に準拠し</u>、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。 2. 会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。 3. 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。 第99条～第111条 （略） 第10章 会の指導、調査、注意勧告 第112条～第117条 （略） 第11章 情報の公開 第118条 （略） 第12章 紛議の調停 第119条～第122条 （略） 第13章 境界問題相談センターおおさか 第123条～第124条 （略） 第14章 雑 則 第125条～第127条 （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> この会則の第50条第3項の新設及び同第4項ないし第6項の項番号の変更並びに第9条第3項、第34条第8項、第35条第5項、第37条第2項、第48条第2項及び第98条第1項の改正は、法務大臣認可の日（令和3年〇月〇日）から施行する。	法令、<u>通達及び本会の制定する要領等に準拠し</u>、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。 2. 会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。 3. 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。 （同左） （同左） （同左） （同左） （同左） （同左） （同左） （同左） （同左） （新設）

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

土地家屋調査士と共に「登記の両輪」と並び称される司法書士にも政治連盟はあり、昭和44年設立と聞いています。土地家屋調査士政治連盟は遅れること平成13年設立です。

土地家屋調査士政治連盟は強制会である土地家屋調査士会が政治的活動を許されないため、公職選挙法及び政治資金規正法に基づく政治的活動を行うため、任意団体として設立され、制度の維持発展のために活動してきました。土地家屋調査士政治連盟は土地家屋調査士会と連携し土地家屋調査士の未来を切り開いてまいります。他士業の政治連盟と比べて規模の小さい土地家屋調査士政治連盟では、会費納入率を高めることがとても重要になります。なお一層の当政治連盟へのご支援ご協力をお願い致します。

さて、去る3月8日（月）に大阪土地家屋調査士政治連盟の第22回定時大会が調査士会館4階にて行われたのですが、それに先立ち同日午後3時に同会館3階会議室にて、土地家屋調査士制度推進に賛同いただいている自由民主党の原田けんじ衆議院議員が自由民主党大阪府支部連合会会長就任のご挨拶にられました。今までに府連会長が直接ご挨拶にられたことはないそうで、当政治連盟にとっても画期的な出来事でした。



原田けんじ衆議院議員を囲んで



吉田栄江会長

新型コロナウイルス感染防止のため、本年も縮小開催となりました定時大会ですが、午後4時より中央支部高橋副幹事長の司会により、玉置広和副会長の開会の辞、吉田栄江会長の挨拶で開会しました。ご来賓は中林邦友大阪土地家屋調査士会会長、神寶敏夫全国土地家屋調査士政治連盟副会長のお二人です。ご来賓ご挨拶、三浦とし子大阪府議会議員の祝電披露の後、司会者から議場に議長選出の方法が諮られ、「司会者一任」の声を頂戴し、堺支部の深井副幹事長が指名され、議事に入りました。ちなみに出席会員数28名、委任状提出会員数283名、合計311名です。

議事の内容は以下のとおりです。

〈議事内容〉

- 報告第1号 令和2年度活動経過報告の件
- 議案第1号 令和2年度決算報告及び同監査報告承認の件
- 議案第2号 令和3年度運動方針決定の件
- 議案第3号 令和3年度予算決定の件
- 議案第4号 役員改選の件
- 議案第5号 大会宣言採択の件



新役員の方々

上記の議案中、議案第4号では、会長、幹事長立候補による無投票当選以外は選考及び新会長の指名により下記のとおり決まりました。

〈新役員名簿〉※敬称略

会 長	加藤 幸男	(北 摂)
副 会 長	玉置 広和	(大阪城)
副 会 長	向井 彰一	(泉 州)
副 会 長	松尾 賢	(中 央)
副 会 長	井之上 貢	(泉 州)
幹 事 長	松本 充司	(北 摂)
会計責任者	佐野 紀夫	(北 摂)
同職務代行者	加藤 直子	(北 摂)
監 事	大塚 哲雄	(中 央)
監 事	井上 直次	(中 央)
名 誉 会 長	吉田 栄江	(北河内)

また、各支部推薦による副幹事長は下記のとおりです。

〈幹部会名簿〉※敬称略

北 支 部	高杉 直秀	中島 公司
中 央 支 部	飯田 正直	岡本 吉雄
大阪城支部	衛藤 政宣	西口 和広

中河内支部	米山太一郎	西川 和宏
北河内支部	木下 孝司	館山 豊藏
北 摂 支 部	古崎 耕也	竹内 玄德
	加藤 眞一	
堺 支 部	坂田 宏志	屋納 隆
	橘 育史	
泉 州 支 部	達 光隆	黒田 成宣

すべての議案審議が可決承認され、中島宗徳副会長による閉会の辞をもって大会は無事に終了いたしました。

本投稿現在、新型コロナウイルス第4波のため、緊急事態宣言が4月23日発出され、大阪においては医療崩壊が現実のものとなり「命の選択」が冗談ではなくなりつつあり、宣言が期間延長に入っています。4月27日には新役員下での第2回幹部会が開かれましたが、原則幹部会の方はZoomにての参加となり、感染防止に努めています。

会員の皆様におかれましても、感染せぬよう十分お気をつけてください。

(広報担当副会長・向井彰一)



大阪青年土地家屋調査士会だより

4月、新型コロナウイルス感染の拡大が顕著となり、大阪が「まん延防止等重点措置の実施地域」に指定されました。当初、4月に予定していました、大阪青年土地家屋調査士会の定時総会ですが、延期することとしました。その後、大阪には3度目となる「緊急事態宣言」が発出されました。医療体制のひっ迫も極限状態となっており、まだまだ収束の兆しも見えない状態で、今年度の活動も見通しの立たないものとなってしまいました。

令和3年度からは、大幅な組織改革を行い、さらに交流しやすい会として活動していこうというところでしたが、もどかしいところです。

共に研鑽し、楽しく交流できる日はいつになるのでしょうか…。晴れて活発な活動が出来ますよう、新型コロナウイルス感染症の収束を願うところです。

《新入会員募集》

我々は新入会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は**年齢50歳以下または登録10年未満の大阪会会員**であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6,000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。

なお**現在、期間限定で年会費は無料となっております**。ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております(賛助会員も会費は同額です)。

入会ご希望の方は下記HPの入会案内フォームに必要な事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会 HP アドレス:

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>



大阪土地家屋調査士協同組合だより

第28回通常総代会開催



甲斐理事長



辰巳新理事長

令和3年5月28日(金)大阪土地家屋調査士会館4階会議室に於いて、第28回通常総代会を開催致しました。

昨年に引き続き、今回も新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出される中、総代の皆様の安全を最優先に考えた結果、総代会の規模を縮小し、総代の皆様の書面による議決での開催となりました。

定刻の午後3時より、司会の藤澤副理事長のもと、議案審議に先立ち、物故者に対する黙とうが行われ、次第に従い甲斐理事長の挨拶で総代会がスタートしました。

議長選出にあたっては、司会者一任の声が上がり大阪城地域の衛藤総代が指名され、挨拶と議事進行の説明を行いました。

議事に入るに先立ち、書面議決の提出状況が報告され本総代会が有効に成立していることを議長が宣言して議事審議に入りました。

報告第1号、議案第1号、第2号、第3号、第4号、議案第5号の組合役員理事・監事改選につき承認を求める件も、書面による事前の質問事項の提出もなく、すべての議案について過半数の賛成をもって可決されました。

そのあと選任された新理事による臨時理事会が開催され、理事長1名と副理事長3名の互選を行い、新理事長に辰巳好数理事(大阪城地域)、副理事長に梶谷信理事(北摂地域)、甲斐健児理事(北地域)、藤澤勤理事(北地域)が就任しました。

また、今回任期満了で退任される岡本禎治理事、阪倉義明理事(欠席)に感謝状と感謝金が贈呈されました。

緊急事態宣言の中、総代の皆様や理事、その他関係各位のご協力のもと、無事に総代会が終了したことを心より感謝申し上げます。

また、役職員一丸となり、組合を盛り上げるよう努力致しますので、何卒、組合員の皆様のご支援、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



衛藤議長

総務部 からのお知らせ

令和3年2月1日から令和3年4月30日まで、組合に新規加入されたのは次の皆さんです。

(敬称略)

地域	氏名	事務所電話番号
中河内	松尾 弘文	072-900-2648
中河内	柄川 元	06-6729-1711
北河内	谷川 晃一	072-831-3999
北摂	北田 崇	072-646-5377

令和3年4月30日現在

組合員総数 793名

本会会員数 974名

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

大阪公嘱協会 HPリニューアルのお知らせ

本年4月、当協会のホームページをリニューアルしました。

昨年の夏に事務局職員の「一般の人にも見てもらいたいならスマホでも見られるようにしないとダメですよ」の一言からはじまったリニューアル作業。

新型コロナの影響で時間がかかりましたが今年度のスタートに合わせて更新することができました。

確かに以前のホームページでは、「スマートフォンに対応していない」「アクセスマップが無い」「内容のアップデートをしばらくしていない」など問題山積のホームページで、当協会社員でさえアクセスしたことの無い人が多かったと思います。

その反省を踏まえて今回行いました大幅リニューアルの中身をご紹介します。

新ホームページ1番目の特徴は「スマートフォン対応」です。携帯電話所有者の9割以上がスマートフォンを使用し、情報の多くをスマートフォンで得ることが多い現在、スマートフォン対応はホームページリニューアルの一番の目的でした。

2番目の特徴は「レイアウトの見直し」です。必要な情報をすぐに取り出しやすいサイトにするを意識して作成しています。情報を探して、あっちのページやこっちのページとサイト内で迷子になることが無いようにしています。

3番目の特徴は「新着情報の充実」です。ホームページ運用に関するリニューアルになりますが、こまめに新着情報を更新して当協会から積極的に情報を発信していきます。この文章執筆時(令和3年5月)

は、6月16日のZoomウェビナーによる2021講演会の事前登録について載せています。

今後の予定といたしましては、広報委員会で意見を出し合い、内容のブラッシュアップを適宜行っていくと話しています。当協会社員専用ページの作成なども検討しています。より良いホームページになるためにこれからも努力していきます。

会員の皆様、ぜひ一度当協会のホームページをのぞいてみてください。



業務のご案内

公職協会は、官公署等の不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、
嘱託等について、全面的にお手伝いをさせていただいております。

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 
1. 受託できる官公署
当協会が対象とする団体組織の
種類一覧 | 
2. 受託のメリット
当協会へ委託される際の強みを
お伝えします | 
3. 業務処理の流れ
ご依頼時の業務の流れをご説明
します | 
4. 嘱託手続き
その結果に対する責任の所在を
明確にしています |
| 
5. 法14条1項地図
土地の区画及び地番を明確に
し、それが明記にどのように存
在するかを明確にします | 
6. 境界確定業務
官公署における境界確定業務の
御担当業務へ | 
7. 地籍調査事業推進
土地の実態を正確に把握します | 
8. 安心の保障
成果責任を当協会が保障します |



＊当協会では、社員を募集しています。
協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



あなたの
挑戦のそばに
三井住友海上は
いつもいます。



立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上
www.ms-ins.com



MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。 ©2016 adidas Japan K.K., adidas, the 3-Bars logo and the 3-Stripes mark are trademarks of the adidas Group.

会 員 異 動 (R3・6・1 現在)

入 会 者 (11 名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
丸 山 裕 光	3393	中央	3・3・10	〒547-0035 大阪市平野区西脇1丁目12番12号 サニークレスト101号 ☎06-6796-8492 (FAX)06-6796-8493
武 井 康	3394	中央	3・3・10	〒556-0012 大阪市浪速区敷津東三丁目6-8 ライフステージヨシダ712 ☎06-6643-9170 (FAX)06-6643-9171
柄 川 元	3395	中河内	3・4・1	〒577-0821 東大阪市吉松二丁目5番22号 サンエーレジデンス2ーF ☎06-6729-1711 (FAX)06-6729-1712
岡 田 真太郎	3396	大阪城	3・4・1	〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番8号 ☎06-6946-7191 (FAX)06-6946-7190
谷 川 晃 一	3397	北河内	3・4・1	〒572-0001 寝屋川市成田東町32番2号 ☎072-831-3999 (FAX)072-831-3972
北 田 崇	3398	北摂	3・4・12	〒567-0884 茨木市新庄町3番19号 ☎072-646-5377 (FAX)072-646-5378
木 原 政 幸	3399	北摂	3・4・12	〒560-0013 豊中市上野東1丁目2番22号 ☎06-6846-1110 (FAX)06-6846-1119
大 庭 直 隆	3400	中央	3・4・12	〒557-0062 大阪市西成区津守2丁目3番23号 白山殖産株式会社内 ☎06-6568-5331 (FAX)06-6568-5333
李 文 奈	3401	北	3・5・6	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11番4-800号 大阪駅前第4ビル8階 ☎06-4797-0903 (FAX)06-4797-0901
中 川 信 之	3402	中央	3・5・6	〒544-0033 大阪市生野区勝山北5丁目20番17号 ☎06-6712-3574 (FAX)06-6712-2182
山 田 峻	3403	中央	3・6・1	〒547-0031 大阪市平野区平野南1丁目1番11号 ☎06-6706-6918 (FAX)06-6706-6928

事 務 所 変 更 (12 名)					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 年 月 出 日	新事務所所在地・電話・FAX
八 幡 憲 一	3015	中河内	中河内	3・3・5	〒581-0018 八尾市青山町五丁目8番4号 青山ビル2B ☎072-992-8525 (FAX)050-3510-9251
西 村 千 春	2536	泉州	泉州	3・3・17	〒598-0052 泉佐野市旭町13番10号 ☎072-493-8409 (FAX)072-493-8410
田 中 秀 典	3079	堺	堺	3・3・17	〒580-0044 松原市田井城1丁目5番20号 ☎072-334-0473 (FAX)072-334-0170
三 谷 俊 介	3270	北摂	北摂	3・3・24	〒569-1135 高槻市今城町15番26号 ゴードン登記測量事務所 ☎072-683-1802 (FAX)072-691-8488
灘 本 純 弥	3284	北	北	3・4・13	〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目15番5号 ☎06-6147-7276
金 屋 徹 夫	2490	大阪城	大阪城	3・4・20	〒540-0011 大阪市中央区農人橋3丁目 2番9-202号 ☎06-6304-5778 (FAX)06-6303-6798
高 橋 正 和	3293	中央	北	3・4・27	〒530-0026 大阪市北区神山町8番1号 梅田辰巳ビル ☎06-4709-0355 (FAX)06-4709-0356
柴 田 了	3312	大阪城	大阪城	3・4・28	〒538-0052 大阪市鶴見区横堤3丁目2番13号 ☎06-6180-9601 (FAX)06-6180-9601
矢 野 貴 弘	2799	北	北	3・5・14	〒532-0034 大阪市淀川区野中北一丁目3番11号 カーサ野中501 ☎06-6350-8510 (FAX)06-6151-3121
木 村 集	3230	北摂	北摂	3・5・18	〒560-0033 豊中市蛍池中町一丁目3番19号2階 ☎06-6152-0078 (FAX)06-6152-0068
八 木 崇 允	3383	北摂	北摂	3・5・18	〒560-0033 豊中市蛍池中町一丁目3番19号2階 ☎06-6152-0078 (FAX)06-6152-0068
岡 田 真太郎	3396	大阪城	大阪城	3・5・31	〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番8号 土地家屋調査士法人岡田登記測量設計 ☎06-6946-7191 (FAX)06-6946-7190

退 会 者 等 (資格取消・喪失者を含む) (13 名)					
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 出 日	退 会 理 由	
雨 森 貴 一	1917	北河内	3・3・12	業 務 廃 止	
中 野 雅 之	2474	泉州	3・3・18	長 期 休 業	
福 富 護	1185	北摂	3・3・22	業 務 廃 止	
梅 本 篤 志	3033	北摂	3・3・30	長 期 休 業	

木 下 ヒロ子	1877	北	3・3・31	業 務 廃 止
林 俊 彦	2090	北	3・3・31	業 務 廃 止
野 邊 光 夫	3264	大阪城	3・4・5	業 務 廃 止
幣 和 仁	2531	北摂	3・4・9	長 期 休 業
中 野 喜与三	2717	泉州	3・4・17	死 亡
高 井 東 一	2396	堺	3・4・20	業 務 廃 止
荻 田 好 行	1933	北摂	3・5・7	死 亡
木 村 茂 樹	2823	北摂	3・5・19	神 奈 川 会 へ
光 井 宏 明	2239	中央	3・5・31	東 京 会 へ

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (5 法人)			
名 称	支 部	社員・会員登録番号	事 務 所 所 在 地 ㊤主たる事務所 ㊦従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 Bridge	大阪城	小野 俊仁 3260	㊤ 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号 ☎06-6484-5780 ㊦06-6484-5786
土地家屋調査士法人 つなぐ	堺	田中 秀典 3079	㊤ 〒580-0044 松原市田井城一丁目5番20号 ☎072-334-0473 ㊦072-334-0170
土地家屋調査士法人 辻登記測量事務所	堺	辻 博文 3281	㊤ 〒584-0003 富田林市喜志新家町一丁目7番7号 ☎0721-25-5681 ㊦0721-20-2090
GOTO 土地家屋調査士法人	北摂	後藤 恭平 3017	㊤ 〒564-0071 吹田市西の庄町2番28号 ☎06-6380-8847 ㊦06-6310-8919
土地家屋調査士法人 飯塚昌弘合同事務所	北	吉田 珠美 3377	㊦ 〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番16-2506号 ☎06-4980-5078 ㊦06-4980-5078

登 録 事 務 所 変 更 (1 法人)		
名 称	支 部	事 務 所 所 在 地
土地家屋調査士法人 サンファースト	北	㊦ 〒532-0034 大阪市淀川区野中北一丁目3番11号 カーサ野中501 ☎06-6350-8510 ㊦06-6151-3121

法 人 の 退 会 (1 法人)	
名 称	支 部
土地家屋調査士法人 つむぎ	中央

第20回常任理事会

令和3年3月17日(水)午後3時から本会3階役員室で第20回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、羽曳野市空家等対策協議会委員の再推薦依頼についてなど次の各事項が審議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

審議事項

- ①各種行事への出席者の確認について
- ②羽曳野市空家等対策協議会委員の再推薦依頼について
- ③第5回理事会について

第1回常任理事会

令和3年4月2日(金)午後4時から本会4階会議室で第1回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第83回定時総会議案等についてなど次の各事項が審議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①民事調停委員の任命について

審議事項

- ①各種行事への出席者の確認について
- ②会則の一部改正について
- ③綱紀委員会規則の一部改正について
- ④第83回定時総会議案等について
- ⑤第1土曜日の会館使用について
- ⑥非調査士活動への対応について
- ⑦第1回理事会について

第2回常任理事会

令和3年4月15日(木)午後3時から本会3階役員室で第2回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第1回理事会についてなど次の各事項が審議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①近畿財務局意見交換会議事録について

審議事項

- ①各種行事の出席者の確認について
- ②高齢会員に対する会費減額措置について
- ③北支部規則の改正について
- ④第1回理事会について

第3回常任理事会

令和3年5月18日(火)午後2時から本会4階会議室で第3回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第83回定時総会についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇・雨宮・北川(貞)・米山(事務局)能勢・柳井原

個別報告

- ①固定資産税課配架チラシについて

審議事項

- ①岸和田市空家等対策協議会委員の再推薦依頼について

協議事項

- ①第83回定時総会について
- ②会員からの問い合わせについて
- ③民間総合調停センター運営委員会及び財務委員会留任・退任について

第4回理事会

令和3年1月22日(金)午後4時から本会4階会議室で第4回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審 議 事 項

- ①第1号議案 会費減免規程の改正について
[提案理由] 標記規程第5条（高齢会員に対する会費減額措置）について、同条に基づく会費減額を申し出るための条件、会費減額措置の承認の基準・決定方法を明確にするため、会費減免規程の改正をすること、及び第4-1号様式、第4-2号様式を変更することを提案する。
[結果] 賛成多数で承認された。
- ②第2号議案 会則改正及び倫理規定改正について
[提案理由] 今年度の総会において改正から外した事項を次回総会で改正する必要があること、及び調査士法人の職印についての表現をわかりやすくする必要があることから会則を改正すること、また、会則改正に伴い倫理規定も改正する必要があることから、同規定の関連条文及び名称の改正をすることを次年度定時総会に上程することを提案する。
なお、日調連には第3回理事会後に事前内議済みであり、日調連総発第333号にて、会則改正について差し支えない旨の回答を得ている。
[結果] 全会一致で承認された。
- ③第3号議案 役員等選任規程の改正について
[提案理由] コロナ禍の終息の見込みが立たない中、次回総会において役員選挙となった場合、不在者投票所を増やす必要があると思われるため、役員等選任規程の改正を提案する。
[結果] 令和3年1月22日から施行することを含めて全会一致で承認された。

- ④第4号議案 基準点管理システムの改修について
[提案理由] 兵庫会、千葉会との合同会議での要望や改善点を改修するため、資料センター特別会計のシステム整備費から、1,162,700円(税込)を支出することを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 藤井寺市からの協定案について
[提案理由] 藤井寺市から「藤井寺安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定書」への協定締結依頼が来ている。この協定書は、藤井寺市と各団体（大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、全日本不動産協会、宅地建物取引業協会、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会）と連携して協定を目指すものであり、大阪土地家屋調査士会としても協定締結に向けて協議することを提案する。
[結果] 各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込み等することとし、次回理事会に審議事項として提案する。
- ②第2号議案 文書取扱基準の廃止と文書取扱規程及び取扱注意文書等取扱細則並びに電子文書取扱細則の新設について
[提案理由] 取扱注意文書についての規定を確立し、現行の文書決裁方法等と対応させるために文書取扱基準を廃止し、文書取扱規程及び取扱注意文書等取扱細則並びに電子文書取扱細則を新設することについて協議を提案する。
[結果] 継続協議とし、各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込みする。
- ③第3号議案 職員就業規則の改正について
[提案理由] 職員から時間単位で有給休暇取得の希望が寄せられているため、職員就業規則を改正することについての協議を提案する。

〔結果〕 継続協議とし、各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込みする。

④第4号議案 証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則について

〔提案理由〕 完全オンライン申請時の会員章証紙貼付の問題、会員章証紙の未貼付による不公平を解消するため、証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則を廃止するに伴い、別紙のとおり令和3年度の定時総会に諮ることを提案する。

〔結果〕 継続協議とし、各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込みする。

⑤第5号議案 会計規則第29条（資産台帳）の改正について

〔提案理由〕 会計規則第29条において、固定資産のほか、取得価額20万未満で費用処理した資産についても資産台帳を設けると規定されているが、細かい備品等まで台帳を設けるのは現実的でないため、会計規則を改正することについて協議を提案する。

〔結果〕 継続協議とし、各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込みする。

⑥第6号議案 研修要領の改正について

〔提案理由〕 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）会則第67条第2項に規定する「連合会が指定する研修」として、令和3年度から「年次研修」も指定されることとなり、不参加者に対する指導について、新会員研修及び年次研修と同一の規定を指導要領として提案する。

〔結果〕 継続協議とし、各理事においては意見等があれば、理事会の掲示板に意見を書き込みする。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

第5回理事会

令和3年3月17日(水)午後4時から本会4階会議室で第5回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審 議 事 項

①第1号議案 文書取扱規準の廃止と文書取扱規程及び取扱注意文書等取扱細則並びに電子文書取扱細則の新設について

〔提案理由〕 取扱注意文書についての規定を確立し、現行の文書決裁方法等と対応させるために文書取扱規準を廃止し、文書取扱規程及び取扱注意文書等取扱細則並びに電子文書取扱細則を新設することを提案する。

〔結果〕 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、令和3年4月1日から施行することが賛成多数で承認された。

②第2号議案 職員就業規則の改正について

〔提案理由〕 職員から時間単位で有給休暇取得の希望が寄せられているため、職員就業規則を改正することについて提案する。

〔結果〕 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、令和3年4月1日から施行することが賛成多数で承認された。

③第3号議案 育児・介護休業規程の改正について

〔提案理由〕 社会保険労務士から法改正による改正が提案されたことにより、同規程の改正について提案する。

〔結果〕 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、令和3年4月1日から施行することが賛成多数で承認された。

④第4号議案 会則の一部改正について

〔提案理由〕 理事会の電磁的決議を可能とし、理事会及び総会の議事録について署名、又は記名押印でよしとする会則

- モデルの改正に準拠し本会会則の一部を改正することについて次回定時総会に上程することを提案する。
- [結果] 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、会則モデルの改正に準拠し本会会則を一部改正することを次回定時総会に上程することについて、賛成多数で承認された。
- ⑤第5号議案 証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止について
- [提案理由] 前回理事会の協議事項として提案した証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止を令和3年度の定時総会に諮ることを提案する。
- [結果] 証紙貼付規則及び会館基金特別会計規則の廃止を令和3年度の定時総会に諮ることについて全会一致で承認された。
- ⑥第6号議案 会計規則第14条（帳簿及び伝票の保存期間）、第29条（資産台帳）の改正について
- [提案理由] 文書取扱規準の廃止及び文書取扱規程新設に伴う会計規則第14条（帳簿及び伝票の保存期間）及び前回理事会の協議事項として提案した会計規則第29条（資産台帳）の改正を提案する。
- [結果] 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、会計規則第14条（帳簿及び伝票の保存期間）及び会計規則第29条（資産台帳）を改正することについて賛成多数で承認された。
- ⑦第7号議案 会員研修実施要領の一部改正並びに新会員研修及び年次制研修の不参加者に対する指導要領の制定について
- [提案理由] 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）会則第67条第2項に規定する「連合会が指定する研修」として、令和3年度から「年次研修」も指定されることとなったため、大阪土地家屋調査士会会員研修実施要領の一部改正並びに新会員研修及び年次制研修の不参加者対

- する指導要領を制定することを提案する。
- [結果] 字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて、会員研修実施要領の一部改正を令和3年4月1日から施行すること及び新会員研修及び年次制研修の不参加者に対する指導要領を制定し令和3年4月1日から施行することについて全会一致で承認された。
- ⑧第8号議案 藤井寺市からの協定案について
- [提案理由] 藤井寺市から「藤井寺安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定書」への協定締結依頼が来ている。この協定書は、藤井寺市と各団体（大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、全日本不動産協会、宅地建物取引業協会、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会）と連携して協定を目指すものであり、大阪土地家屋調査士会としても協定を締結することを提案する。
- [結果] 協定書の字句修正等、内容に影響のない軽微な修正は会長一任とすることを含めて「藤井寺安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定」を締結することについて全会一致で承認された。
- ⑨第9号議案 資料開示用A2コピー機の入替えについて
- [提案理由] 資料開示用A2のコピー機の入替えを行うことについて、資料センター特別会計の（科目）経費より支出することを提案する。
- [結果] 資料開示用A2コピー機の入替えを行うことについて全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 令和2年度事業経過報告について
- [結果] 各理事において確認し、意見等があれば、滯標ネットの理事会の掲示板に意見を書き込み等することとし、次回理事会に審議事項として提案する。

②第2号議案 令和3年度事業計画案について
[結果] 各理事において確認し、意見等があれば、滯標ネットの理事会の掲示板に意見を書き込み等することとし、次回理事会に審議事項として提案する。

③第3号議案 令和3年度予算案について
[結果] 各理事において確認し、意見等があれば、滯標ネットの理事会の掲示板に意見を書き込み等することとし、次回理事会に審議事項として提案する。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

業 務 日 誌

◇ 3 月 ◇

- 2日・第1回選挙管理委員会（会館）
 - ・財務部会（会館）
 - ・事務局研修（会館）山脇総務部長
- 3日・災害・空家等対策委員会（Web）
 - ・大阪市測量明示課との打ち合わせ（大阪市）森脇社会事業部長
- 4日・近畿大学寄付講座講師会議（会館・Web）
 - ・近ブロ社会事業部会（会館）森脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員
- 5日・名誉役員会（会館）
 - ・常任理事会（会館）
- 8日・オンライン申請促進委員会（Web）
 - ・政治連盟定時大会（会館）中林会長
 - ・大東市固定資産税課訪問（大東市役所）今村社会事業部副部長
- 9日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本相談員
- 10日・社会事業部会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）谷内田境界問題相談センターおおさか推進委員、森次会員
 - ・第2回オンライン申請研修会（Web）
 - ・「測量の日」打ち合わせ（大阪合同庁舎）内山社会事業部副部長
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塩田相談員
- 11日・事務局研修（会館）山脇部長
 - ・民間総合調停センター運営委員会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森山相談員
- 12日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
 - ・近ブロ総務部会（Web）山脇部長
 - ・近ブロセンター長会議（会館）西田（寛）境界問題相談センターおおさか推進委員長
 - ・大阪大学FD研修（大阪大学）正井産学交流学術研究委員
- 14日・マンション管理組合交流会（大阪市住まい情報センター）正井会員
- 15日・支部長会議（会館）
 - ・近ブロ広報部会（Web）森脇部長、正井会員
- 16日・産学交流学術研究委員会（Web）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中（久）相談員
- 17日・理事会（会館・Web）
 - ・常任理事会（会館）
 - ・入会面談（会館）雨宮総務部副部長、白井同理事
 - ・堺支部明示協議会（堺市役所）坂田社会事業部理事
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）佐野相談員
- 18日・労働組合団体交渉（会館）芳多副会長、山脇部長、河崎財務部長
 - ・筆界特定制度推進委員会（会館）
 - ・大阪市マンション管理支援機構第10回常任委員会（大阪市住まい情報センター）森脇部長、正井会員
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- 19日・近ブロ正副会長会議（Web）中林会長
 - ・近ブロ正副、近公連、近政連合同会議（Web）中林会長
 - ・顧問弁護士との打ち合わせ（大阪市北区）芳多副会長、山脇部長、雨宮副部長、井手下非調査士活動排除委員長
- 22日・制度対策委員会（会館）

- 23日・近プロ研修部会（Web）中林会長、竹本副会長、濱口業務研修部長
 - ・藤井寺市との協定締結式（藤井寺市）中林会長、森脇部長
 - ・近畿大学との打ち合わせ（近畿大学）川口産学交流学術研究委員長、正井委員
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山（高）相談員
- 24日・資料センター運営委員会（Web）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）内山相談員
- 25日・総務部会（会館）
 - ・入会面談（会館）山脇部長、雨宮副部長、竹内・塩田各総務部理事
 - ・法務局離任挨拶（会館）中林会長、芳多・竹本各副会長、山脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- 26日・近プロ業務部会（Web）濱口部長
- 29日・政治連盟常任幹部会（会館）中林会長、竹本副会長
 - ・近畿財務局との意見交換会（近畿財務局）内山副部長
- 30日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員
- 31日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森留相談員

◇ 4 月 ◇

- 1日・民間総合調停センターと境界問題相談センターおおさかの次期体制についての意見交換会（会館）西田委員長、浅井民間総合調停センター支援連絡委員長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）今西相談員
 - ・大東市固定資産税課訪問（大東市役所）今村副部長
- 2日・常任理事会（会館）
 - ・会長表彰選考委員会（会館）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座講師会議（会館）
- 3日・近畿大学寄付講座講義動画撮影（会館）
- 5日・綱紀委員会（全体会議）（会館）

- 6日・大阪弁護士会役員挨拶（会館）中林会長、山脇・濱口・河崎各部長
 - ・大阪法務局着任挨拶（会館）中林会長、山脇・濱口・河崎各部長
 - ・大阪大学FD研修（大阪大学）川口委員長、正井委員
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
- 7日・社会事業部会（会館・Web）
 - ・近畿大学寄付講座第1講（Web）正井講師
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）永野相談員
- 8日・財務部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
- 9日・期末監査（会館）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第1講（大阪大学）正井講師、川口委員長
- 12日・立候補等届出受付（会館）
- 13日・立候補等届出受付（会館）
 - ・業務研修部会（会館・Web）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員
- 14日・第2回選挙管理委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）京谷境界問題相談センターおおさか推進委員、中川（耕）会員
 - ・寝屋川市・門真市固定資産税課訪問（寝屋川市役所、門真市役所）富澤社会事業部理事
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塚田相談員
- 15日・理事会（会館・Web）
 - ・常任理事会（会館）
 - ・大阪市との打ち合わせ（会館）久保副会長、森脇部長、内山副部長
 - ・定時総会会場下見（太閤園）芳多副会長、山脇部長、雨宮副部長、竹内・白井・塩田各理事
 - ・大阪市税務部管理課訪問（大阪市役所）内山副部長
 - ・大阪市マンション管理支援機構第1回常任委員会（大阪市住まい情報センター）森脇部長、正井会員

- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（恒）相談員
- 16日・大阪大学法科大学院寄付講座第2講（大阪大学）正井講師、川口委員長
- 20日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（Web）
 - ・入会面談（会館）芳多副会長、山脇部長、雨宮副部長
 - ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員
- 21日・立候補者補正書類確認（会館）石田選挙管理委員長
 - ・協同組合部長会・監査会併催（会館）河崎部長
 - ・近畿大学寄付講座第2講（Web）湖崎講師
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）堀川相談員
- 22日・本会・境界問題相談センターおおさか・民間総合調停センターとの三者意見交換会（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長、西田・浅井各委員長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山口相談員
- 23日・大阪大学法科大学院寄付講座第3講（大阪大学）神前講師、中島産学交流学術研究副委員長
 - ・忠岡町固定資産税課訪問（忠岡町役場）坂田理事
 - ・「測量の日2021」打ち合わせ（大阪合同庁舎）内山副部長
- 26日・総務部会（会館）
 - ・入会面談（会館）雨宮副部長、竹内理事
 - ・柏原市固定資産税課訪問（柏原市役所）森留社会事業部理事
 - ・摂津市建築課訪問（摂津市役所）三谷社会事業部理事
- 27日・会務処理（会館）中島（公）北支部長
 - ・政治連盟常任幹部会（会館）竹本副会長
- 28日・近畿大学寄付講座第3講（Web）黒田（成）講師
- 30日・大阪大学法科大学院寄付講座第4講（大阪大学）神前講師、正井委員

◇ 5 月 ◇

- 1日・近畿大学寄付講座講義動画撮影（会館）
- 7日・大阪大学法科大学院寄付講座第5講（大阪大学）安部講師、杉田産学交流学術研究委員
- 11日・入会面談（会館）雨宮副部長、竹内理事
 - ・総務部会（会館）
- 12日・近畿大学寄付講座第4講（Web）京谷講師
- 13日・堺市・高石市固定資産税課訪問（堺市役所、高石市役所）坂田理事
- 14日・大阪大学法科大学院寄付講座第6講配信（会館）安部講師、川口委員長、正井委員、森留産学交流学術研究委員
 - ・東大阪市固定資産税課訪問（東大阪市役所）森留理事
 - ・顧問弁護士打ち合わせ（弁護士事務所）中林会長、能勢専務理事
- 18日・常任理事会（会館）
- 19日・協同組合部長会（Web）永野財務部理事
 - ・非調事案告発打ち合わせ（大阪地方検察庁）芳多副会長、山脇部長、能勢専務理事
 - ・近畿大学寄付講座第5講（Web）森留講師
- 21日・第83回定時総会（太閤園）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第7講配信（会館）浅井講師、川口委員長、正井委員
- 24日・新役員就任挨拶（法務局本局）中林会長、山脇・松島・相澤各副会長
- 25日・境界問題相談センターおおさか運営委員会（Web）
- 26日・近畿大学寄付講座第6講（Web）玉置講師
- 27日・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター運営・財務委員会（大阪弁護士会）
- 28日・大阪大学法科大学院寄付講座第8講配信（会館）浅井講師、中島副委員長、正井委員
 - ・定時総会議事録署名（会館）西川（和）・北川・大山各会員
 - ・連合会登録面談（会館）中林会長、山脇副会長、竹内理事
- 31日・大阪市来会（会館）森脇前部長、坂田前理事

公嘱協会の動き

◇ 3 月 ◇

- 5日・第8回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 12日・第2回大阪市内区域会議（エル・おおさか）
- 16日・第5回2021講演会実行委員会（「Zoom」によるテレビ会議）
 - ・第6回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
 - ・第1回業務・第7回指導研修合同部会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 19日・近畿ブロック調査士会・公嘱協会・政治連盟合同会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長
 - ・入会希望者面接（協会）與倉総務部長、三好事務局長

◇ 4 月 ◇

- 6日・第8回指導研修部会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 9日・2021講演会収録リハーサル（協会）横山理事長、舩原・笹本副理事長、西谷・流王常任理事
 - ・第9回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
 - ・第6回2021講演会実行委員会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 13日・入会希望者面接（協会）與倉総務部長、三好事務局長
 - ・HPについて打合せ（「Zoom」によるテレビ会議）與倉総務部長、流王業務部長、石野広報委員長、谷内田委員、三好事務局長、山内職員、シヴライズ（株）黒岩卓真氏
- 20日・第7回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
 - ・第9回指導研修部会（「Zoom」によるテレビ会議）

◇ 5 月 ◇

- 6日・第10回指導研修部会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 7日・第10回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 11日・第1回広報委員会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 18日・第8回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 21日・2021講演会収録（協会）三井住友海上火災保険株式会社関西企業営業第三部リスクマネジメント及び支払部門の専門担当者、横山理事長、笹本副理事長、西谷経理部長、流王業務部長
- 26日・第1回区域長会議（「Zoom」によるテレビ会議）
- 28日・2021講演会収録（協会）堀浩司氏、横山理事長、笹本副理事長、流王業務部長
- 29日・第4回近公連理事長会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長

行事予定

◇ 7 月 ◇

- 2日(金)支部長会議
大阪大学法科大学院寄付講座第13講
苦情処理委員会全体会議
- 6日(火)常任理事会
理事会
- 7日(水)近畿大学寄付講座第12講
- 9日(金)ADR特別研修(基礎研修)(10日、11日も)
大阪大学法科大学院寄付講座第14講
- 13日(火)財務部会
- 14日(水)近畿大学寄付講座第13講
- 15日(木)社会事業部会
社会事業部業務連絡会
- 16日(金)大阪大学法科大学院寄付講座第15講
- 20日(火)業務研修部会

21日(水)総務部会

近畿大学寄付講座第14講

28日(水)近畿大学寄付講座第15講

29日(木)境界問題相談センターおおさか推進委員会

境界問題相談センターおおさか運営委員会

30日(金)本・支部役委員合同研修会

◇ 8 月 ◇

2日(月)業務研修部業務連絡会

3日(火)総務部会

総務部業務連絡会

4日(水)近畿大学期末レポート採点会議

5日(木)大阪大学寄付講座期末レポート採点会議

20日(金)ADR特別研修(集合研修)(21日も)

22日(日)ADR特別研修(総合講義)

26日(木)常任理事会

◇ 9 月 ◇

9日(木)常任理事会

理事会

11日(土)ADR特別研修(考査)

編集後記

コロナ禍の影響で振り回されているこのご時世ですが、そのような状況下でも、やらなければいけない時期にやらなければならない事があり、各支部、本会共に旧執行部は頭を悩ませていたことでしょう。4月末から5月いっぱいにかけては毎年、定時総会の時期です。各支部も本会も創意工夫の下なんとか無事に開催され、新しい役員も決定し、それぞれの旧執行部もほっとされているのではないのでしょうか。

今号は各支部の定時総会報告や本会定時総会の記事、新役員・新支部長の就任挨拶など、今期2年間を担う会員の紹介記事が載っています。新しく就任された支部長と留任された支部長、それぞれ1期目と2期目の想いの違いがあります。また、法務局でも人事異動があり、就任挨拶を頂いておりますので掲載しております。

さて、私たち前期社会事業部もこの号をもって編集作業が最後となります。振り返ってみれば、コロナ禍において各支部の活動が出来なくなり、様子をお伝え出来ませんでしたので、会員の皆様にとって少し寂しい構成となっていたかもしれません。そんな状況下でもLINEスタンプを作ったり、電子会議システムで研修をしたり、人が集まらないイベントを考案し、会の発展に努めてきました。これを書いている6月現在、やっと65歳以上の方にワクチンが行きわたり始め、今後も順番に全国民にワクチンが行き届いていくでしょう。そうなればおそらく社会は前の活気を取り戻し、各支部の活動も再開し、紙面を賑わせるのではないかと期待しております。

短い期間でしたが、前期社会事業部一同この2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

(社会事業部広報担当副部長・今村健太郎)

測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp

http://pat1.jp/osakaseibu



訃 報



泉州支部
中野 喜与三会員
令和3年4月17日ご逝去
(享年61歳)

▽平成13年3月12日入会



北摂支部
荻田 好行会員
令和3年5月7日ご逝去
(享年76歳)

▽昭和55年3月21日入会

*謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます

本会社会事業部員

中 島 幸 広 奥 田 祐 次
加 藤 眞 一 彦 坂 浩 子
玉 置 直 矢 田 中 秀 典
小 林 俊 彦
(社会事業部担当副会長) 相 澤 襲 雄

支部社会事業（広報）担当責任者

北 塚 田 徹 中 央 阿 部 孝 信
大阪城 請 田 隆 広 中 河 内 森 山 泰 久
北河内 大 津 拓 馬 北 摂 吉 田 孝 信
堺 白 井 康 之 泉 州 堀 川 経 希
(事務局) 山 口 知 晃

■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電 話 06(6942)3330 (代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ: http://www.chosashi-osaka.jp



おくやみ申し上げます

- ▽小牧 辰郎氏（北支部 小牧 圭一・尊父、
令和3年3月16日没、94歳）
▽橋 哲正氏（堺支部 橋 育史・尊父、
令和3年4月9日没、84歳）
▽森留 将雄氏（中河内支部 森留 禎雄・尊父、
令和3年4月23日没、79歳）
▽濱口 明子さん（大阪城支部 濱口 泰隆・母堂、
令和3年5月5日没）
▽藤原 ハミエさん（中央支部 藤原 秀浩・母堂、
令和3年6月1日没）
▽森 薫子さん（北摂支部 森 光広・母堂、
令和3年6月7日没、86歳）
▽矢野 純一氏（北支部 矢野 貴弘・尊父、
令和3年6月7日没、72歳）
▽高杉 昭規氏（北支部 高杉 直秀・尊父、
令和3年6月19日没、96歳）

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支 部 別 会 員 数 (R3・6・1現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	158 ^⑩	0	北河内	78 ^②	0
中央	132 ^④	3	北 摂	146 ^④	-3
大阪城	133 ^⑩	0	堺	149 ^③	-1
中河内	103 ^⑩	1	泉 州	75 ^⑩	-2
			合 計	974 ^⑦	-2

法人会員数 47法人 (+5)

※増減は前回R3年3月1日比

新 最短合格講座

基礎力総合編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

毎月1日
開講!
入学随時!



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。『新・最短合格講座』は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用
教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
	テキスト 合格ノート I 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノート II 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
	テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
書式学習用教材	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート I 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート II 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート III 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論)〈第七版〉	1冊
	新版 択一過去問マスター II (土地、建物、区分建物)〈第七版〉	1冊
	新版 書式過去問マスター I (土地)〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスター II (建物、区分建物)〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、

特別減免学費で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力総合編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



通信教育

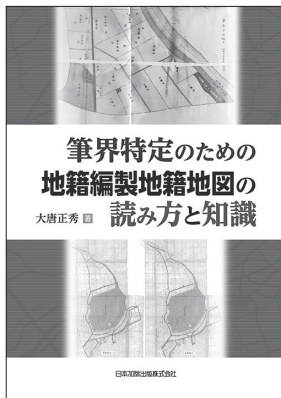


メディア通信

資料請求



地籍地図をマスターすれば、公図の理解がより深まる！



筆界特定のための 地籍編製地籍地図の 読み方と知識

前・鳴門公証役場公証人、元・松山地方法務局長 大唐正秀 著
2021年5月刊 B5判 276頁 定価3,850円(本体3,500円)

- 役所保管地籍地図、法務局和紙公図等を研究材料とし、調査分析を行った著者の知見を取りまとめた書。
- 裁判での利活用や地籍地図評価など、様々な実務において活用できる、画期的な一冊。



目次（本文内に34問のQ&Aを併用しています）

第1編 地籍地図編製とその読み方

- 第1 公図作成の概要とその経緯
- 第2 その後における公図の歴史
- 第3 地籍地図の作成について
- 第4 徳島県における地籍編製
- 第5 地籍地図の読み方

第2編 下山家の「一村全図・各字図(検本図)」の概要

- Q 字図の通し番号はどのような順番で付番しているのだろうか
- Q 和紙による正副本は、どのようにして作成したのだろうか
- Q 原本に存在する位置形状のすべてを正確性を確保しつつ写し取っていくために、先人の工夫はどうであったのだろうか
- Q 字図における地番の配列は、どのような順番で付番しているのだろうか

第3編 下山家の「一村全図・各字図(検本図)」の分析

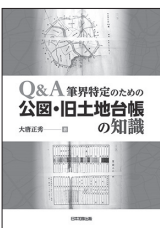
- Q 取水構（落水構）という構築区域が、字図抽出上どのように取り扱われたのだろうか
- Q 平行線引き罫線間に何らかの規則性が存在するの否か

- Q 地籍地図における正副本は、どのようにして作成したのだろうか
- Q 畦畔の描画はどのような技術力を駆使して描いたのであろうか
- Q 和紙に測点（与点ではない。）を針でプロットする場合のプロットの誤差については、どうであらうか
- Q いずれの字図が、その鋳型（元図）となっているのであろうか
- Q 地籍地図の元図となり得る資格は、どのような要件が備わっていればよいのだろうか

第4編 下山家の検本字図(地籍地図の元図)の実証的分析

- Q 相互間に生じてくる位置のずれ発生のメカニズムとその原因について、一体どのようにすれば合理性を見いだすことができるのだろうか
- Q 両空中写真中に写っている本件赤道の「形状」が一致するかどうか
- Q 米軍写真及び地理院写真に写った長狭物（ここでは赤道）を重ね合わせていくと、相互間に生じてくるずれ具合について、一体どのようにすれば合理性を見いだすことができるのだろうか

【好評！姉妹図書】



Q&A 筆界特定のための 公図・旧土地台帳の知識

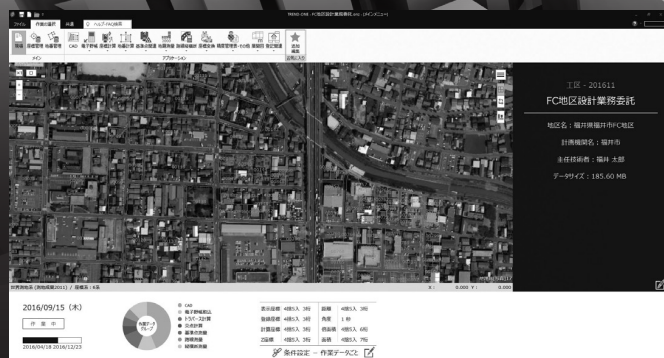
大唐正秀 著 2013年5月刊 B5判 224頁 定価2,640円(本体2,400円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー

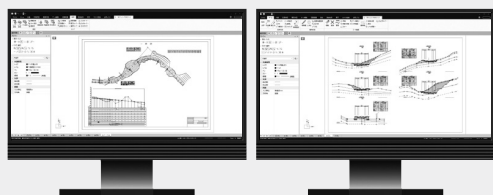


最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ

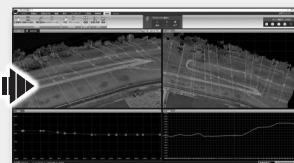


地番情報を表示しながら図面編集：測点表示で網確認：線形表示と縦横断：
CAD&CAD表示で一般図…比較確認など抜群の効率化を実現

点群活用! TREND-POINT連携!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

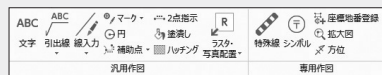
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

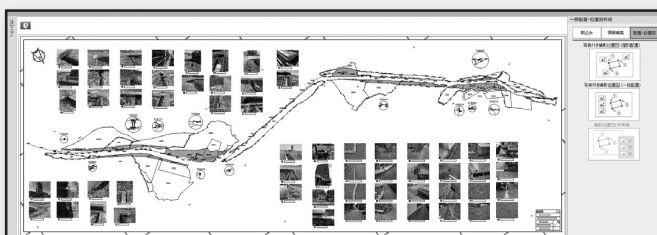
ラスタ写真
配置
一括配置
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

